# 建築物点検マニュアル

平成30年4月山梨県企業局

## 目次

第1章 マニュアルの概要	• • • 1
1 目的	
2 適用対象	
3 点検の種類	
4 点検の実施方法等について	
5 留意事項	
第2章 建築基準法に基づく点検につ	いて ・・・ 1
1 対象	
2 実施者	
3 実施方法	
4 実施時期	
5 点検結果の保管等について	
第3章 他法令に基づく点検について	• • • 2
1 対象	
2 実施者	
3 実施時期及び方法	
4 点検結果の保管等について	
第4章 長寿命化点検について	• • • 3
1 対象	
2 実施者	
3 実施時期	
4 実施方法	
5 点検結果の保管等について	
第5章 日常点検について	• • • 7
1 対象	
2 実施方法及び時期	
3 点検結果の保管について	
<様式等>	
樣式 1 建築基準法点検票	• • • 8
様式 2 長寿命化点検票	• • • 5 1
様式 3 日常点検票	• • • 5 9
別紙施設及び設備の維持管理	
(法定点検を含む各種点検)	7 1

## 第1章 マニュアルの概要

## 1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用(建築物の長寿命化)を図ることを目的とする。

## 2 適用対象

このマニュアルは、企業局で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

#### 3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1)建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2)他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3)長寿命化点検

長寿命化対象建築物の点検をいう。

(4)日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

## 4 点検の実施方法等について

- (1)建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票(様式1)により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。
- (2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。
- (3)長寿命化点検は、長寿命化点検票(様式2)により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。
- (4)日常点検は、日常点検票(様式3)を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点 検について」に示す。

#### 5 留意事項

- (1)点検に際しては、安全に十分留意すること。
- (2)特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

## 第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生

上支障がないことを定期に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

## 1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である。

#### (1)建築物

公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が100㎡を超えるもの

事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000 ㎡を超えるもの

## (2)建築設備

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明 装置、防火設備などの建築設備

## 2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、 防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

## 3 実施方法

建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による。)。 ただし、昇降機は、別途、任意様式により実施する。

## 4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

5 点検結果の保管等について

点検結果は、施設で保管するとともに、企業局総務課に報告すること。

## 第3章 他法令等に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を 点検する。

## 1 対象

- (1)別紙「施設及び設備の維持管理(法定点検を含む各種定期点検)」に定めるもの
- (2)別紙「施設及び設備の維持管理(法定点検を含む各種定期点検)」のほか、各種法令 等に定める検査、点検、届出等を行う必要があるもの

## 2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者等が実施する。

## 3 実施時期及び方法

それぞれの法令等(電気事業法、消防法等)に基づき実施する。

## 4 点検結果の保管等について

点検結果は、施設で保管するとともに、企業局に報告すること。

## 第4章 長寿命化点検について

施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、企業局で管理する施設全体の状況を 踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況 を点検する。

#### 1 対象

点検対象は、(1)の長寿命化対象建築物のうち、(2)の予防保全・監視保全の建築 部位・設備である

## (1)長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC 造) 鉄筋コンクリート造(RC 造) 鉄骨造(S 造)の施設

県民又は職員が常時利用する施設

## (2) 予防保全・監視保全の建築部位・設備

予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、空調設備(熱源) 監視保全

外部天井、外部建具、中央監視装置、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、 排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

## <参考>保全管理の考え方(「県公共施設マネジメント実施方針」)

	分類	考え方	保全方針
計画	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える 部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機 能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じ る前に保全を実施する
全	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の 兆候に応じて対応する
事	後保全	不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の 安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状 況に応じて適宜対処する

## 2 実施者

指定管理者が実施する。

#### 3 実施時期

9月末までに実施する。

## 4 実施方法

## (1)点検様式

点検は、長寿命化点検票(以下、「点検票」という。)(様式2)を使用する(点検結果は電子データとして作成。)。

## (2) 点検票区分の補足説明

・ 区分欄の について

は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その直近の結果を参考に指定管理者が点検のうえ記載する。

・ 区分欄の について

は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その直近の結果を参考に指定管理者が点検のうえ記載する。

・ 区分欄の について

長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

#### (3)判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B1、B2、Cの4区分により行う。

· A判定 : 異常がない

B 1 判定: 劣化等が多少あるが機能上問題が無いもの

・ B2判定: 劣化等が進行し機能上問題があるもの(改修の検討が必要なもの)

・ C判定 : 劣化等が著しく進行しており(又は壊れており) 早急な改修が必要な もの

B 2・C 判定の場合は、備考欄に劣化の状況等(後述)を記載するとともに、 状況が分かる写真を添付する。

## (4)留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備(熱源)等の設備機器にある開口 部(通常は閉まっているもの)を開けて点検しないこと。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は 双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な場合はできる限り使用す るなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると 認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出

すること。

## (5)点検の手順

点検する建築部位・設備

点検票中の該当する建築部位・設備を確認し、該当がない場合は該当なしのチェックボックスをチェックする。

法定点検等の結果の反映

有資格者等が実施した点検結果(建築基準法、消防法等)がある場合は、その結果を点検票の該当する部位・設備欄に記載し(メモするなどし) 判定項目のどの項目に該当するかチェックしておく。

また、B2・C判定の項目に該当する場合は、備考欄に改修後の経過年数や劣化の状況、不具合の状況、点検業者の指摘等を記載しておく。

なお、<u>複数の機器で構成される設備がある場合</u>(例えば冷熱源 = 冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど)は、その中で一番劣化が進んだ機器についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの機器ごとの状況等(冷温水機の状況と冷却塔の状況など)を記載する。

また、同一の建築部位・設備が複数ある場合(例えば窓、エアコン(空気調和機)など)は、その中で一番劣化が進んだ部位等についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの状況等を記載する。

有資格者等の点検結果は、直近のものを使用する。

備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄の記載事項及び記載例」を参 照。

建築部位・設備の点検と判定

点検は、原則、目視等(双眼鏡等の使用を含む)により実施する。

上記 で作成した点検票を基に、各建築部位・設備の点検を行い、判定結果を判 定欄のチェックボックスに、チェックを入れる。

有資格者等の点検結果が無い場合は、点検票をそのまま使用する。

また、B2・C判定の場合は、備考欄に改修後の経過年数や、劣化の状況、不具合の状況、点検業者の指摘等を記載する。

なお、<u>複数の機器で構成される設備がある場合</u>(例えば冷熱源 = 冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど)は、その中で一番劣化が進んだ機器についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの機器ごとの状況等(冷温水機の状況と冷却塔の状況など)を記載する。

<u>また、同一の建築部位・設備が複数ある場合</u>(例えば窓、エアコン(空気調和機)など)は、その中で一番劣化が進んだ部位等についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれその状況等を記載する。

上記 の確認結果及び の点検結果(異音、異臭等がないか、法定点検時点

から劣化が進んでいないか等)を踏まえて判定を実施すること。

備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄の記載事項及び記載例」を参 照。

#### 写真の添付

B 2・C 判定の場合は、状況の分かる写真を様式 2 中の点検結果写真帳に添付し、 判定欄に判定結果を記載すること。点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備は、点検結果写真帳のエクセル シートを削除すること。

写真は、近接写真や全体が分かる写真(屋上防水など)など状況が極力把握 できるよう配意すること。

#### (6) 備考欄の記載事項及び記載例

点検票の1~9(建築部位)の備考欄には、経過年数及び劣化の状況を記載する。 経過年数:新築からの年数(ただし、該当の建築部位の全面改修を行った場合

は、その時点からの年数)

シート系防水のトップコート(表面の塗装)に変退色や剥離がある場合は、判定内容に関わらず、備考欄にその状況を記載し、写真を添付すること。

## 【建築部位の記載例】

経過年数:25年

劣化の状況

- (例1)アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- (例2)シート防水がひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から雨漏り している。
- (例3)金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。
- (例4)外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。
- (例5)外壁面の複数個所に、ひび割れや白華がある。
- (例6)外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。
- (例7)2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。

点検票の10~27(設備)の備考欄には、経過年数、劣化の状況、不具合の状況 及び点検業者の指摘を記載する。

経過年数:新築からの年数(ただし、該当の設備の更新を行った場合は、その 時点からの年数)

劣化の状況:異音、異臭、異常振動の発生状況及び場所

不具合の状況:不具合の具体的な内容、発生頻度及び対応状況(改善状況)

#### 【設備の記載例】

経過年数:30年

劣化の状況

(例1)1階機械室の受変電設備から異音がする。

不具合の状況

- ・ 不具合の状況
- ・ 不具合の発生頻度
- 対応状況
- (例1)2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に 3度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。
- (例2)事務室の中央監視装置が故障し遠隔操作(確認)ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。
- (例3)1週間前に浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるとの 指摘を業者から受けた。修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。 現在、更新費用の見積りを依頼している。
- (例4)1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。

点検業者の指摘

- (例1)H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。
- (例2) H29.3 の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。
- (例3)H29.7の保守点検時に、部品の製造が中止となっているため更新を勧められた。
- 5 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、長寿命化点検票(様式2)電子データを別途 指定する期日までに企業局に提出する。

## 第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

- 1 対象
  - すべての建築物
- 2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票(様式3)を参考に、日常的に行う。

3 点検結果の保管について 点検結果は各施設に保管する。

## 様式1 建築基準法点検票

点検区分		建	築	物		建築設備
	該当するものに	を付け	る。			
施設番号						
施設名称						
建物番号						
建築物名称						
点検日						
点検者名						
(資格)	(				)	)

資格欄には、建築士<u>、特定建築物調査員、防火設備検査員、</u> 昇降機等検査員、建築設備検査員のいずれかを記入する。

箇所	項目番号	(1	1)調査項目	(3)調査	(は)判定	該当				I	判	写真	
#41は ファグル かひ		l	, , , , , , , , ,	方法	基準	なし	Α	B1	B2	С	定	No.	備考
敷地及び地盤	1-(1)	地盤	地盤沈 下よる不 陸、傾 斜等の 状況	目視により	建築物周 辺に陥没が あり、安全 性を著しく 損ねている こと。		異常なし	建物周辺 に陥没は あるが、安 全上ない	-	建築物周 辺に陥没 があり、安 全性を著 しく損ねて いる			
敷地及び地盤	1-(7)	塀	組積は コントレー ロック ののののののののののののののののののののののののののののののののののの				異常なし	び割れ、 破損又は 傾斜があ	ひび割 れ、破損 又は傾斜	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある			
敷地及び地盤	1-(8)	擁壁	擁壁の 劣化及 び損傷 の状況	て双眼鏡等 を使用し目 視により確	若しくはひび 割れがある こと又は目		異常なし	軽度の傾斜又は、 ひび割れ がある	中程度の 傾斜又 は、ひび 割れがあ る	著しい傾斜、ひび割れがある、又は目地部より土砂が流出して			
建築物の外部	2-(1)	基礎	基礎の 沈下等 の状況	具の開閉具	伴う著しい		異常なし	地盤沈下 に伴う軽 微なひび	地盤沈下 に伴う中 程度のひ び割れが ある	地盤沈著 しいびがある、又開閉 等に支障			
建築物の外部	2-(2)	基礎	基礎の 劣化及 び損傷 の状況	確認する。	があること又 はコンクリー ト面に鉄筋 露出若しく は著しいひ び割れ、欠		異常なし	ト面に軽 微なひび 割れ、欠 損等があ	コンクリー ト面に中 程度のひ び割れ、 欠損等が	礎石にず れがある、 又はコンク リート面に			
建築物の外部		土台 (木造 建築 物)	土台の 沈下等 の状況	具の開閉具	み、傾斜等		異常なし	-	-	上台に仮 お等 又開閉 に支る			
	敷地及び地盤 建築物の外部	敷地及び地盤 1-(8) 建築物の外部 2-(1)	敷地及び地盤 1-(8) 擁壁 建築物の外部 2-(1) 基礎 建築物の外部 2-(2) 基礎 (木造	敷地及び地盤       1-(7)       塀       組積振空         動地及び地盤       1-(8)       擁壁       嫌壁化損状         敷地及び地盤       1-(8)       擁壁       遊校         建築物の外部       2-(1)       基礎       基礎       基礎         建築物の外部       2-(2)       基礎       基礎       上台下次         建築物の外部       2-(3)       土台、大造、       大次の状況	大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学	歴、傾	陸、傾斜等の 状況   性を著し(損ねている こと,	陸、傾斜等の 状況   性を著し(損ねている こと。	陸、傾斜等の	歴集	株の	整点 信   1-(7)	歴史 信報

	八	·/本宗	伙示		(建築物										
番	箇所	項目	(1	1)調査エ	頁目		(は)判定		Α	B1	B2	С		写真	備考
号	建築物の外部	番号 2-(4)	土台	, <u> </u>	土台の	方法目視及び手		なし	異常なし	木材に軽	木材に中	木材に著	定	No.	110 3
			(木造				い腐朽、損			微な腐	程度の腐				
			建築物)		び損傷 の状況	をテストハン マーによる打					朽、損傷 若し(は虫				
			190 )		071/////		こと又は緊				害がある、	害がある、			
7						確認する。	結金物に著				又は緊結				
'							しい錆、腐			金物に軽	金物に中	金物に著			
							食等がある			微な錆、	程度の	しい錆、			
							こと。			腐食等が ある	錆、腐食 等がある	腐食等がある			
	建築物の外部	2-(6)	外壁	躯体等	木造の	必要に応じ	木材に著し		異常なし	木材に軽	木材に中	木材に著			
					外壁躯	て双眼鏡等				微な腐	程度の腐				
					体の劣 化及び	を使用し目 視により確					朽、損傷 若し(は虫				
					損傷の	認する。	虫害がある こと又は緊			害がある、		害がある、			
8					状況	μο / Ο,	結金物に著				又は緊結				
ľ							しい錆、腐	Sia-sili		金物に軽	金物に中	金物に著			
							食等がある			微な錆、	程度の	しい錆、			
							こと。			腐食等がある	錆、腐食 等がある	腐食等が ある			
	建築物の外部	2-(7)	外壁	躯体等	细精诰	必要に応じ	れんが 石		異常なし			ロ れんが、			
	ZX 13 0071 EI	,	71 -	SE IT. 13		て双眼鏡等						石等に割			
					躯体の	を使用し目	ずれ等があ					れ、ずれ			
9						視により確	ること。					等がある			
9					び損傷 の状況	認する。		V3							
					07-1/(1/16										
	建築物の外部	2-(8)	外壁	躯体等		必要に応じ			異常なし	目地モル	目地モル	目地モル			
					ンクリー	て双眼鏡等 を使用し目				タルに軽	タルに中 程度の欠	タルに著し			
					トブロッ ク造の		大洛がある こと又はブ			がある	を 落がある	ある、又は			
					外壁躯		ロック積みに				74.5 55 6	ブロック積			
10					体の劣		変位等があ					みに変位	С		
					化及び		ること。					等がある			
					損傷の 状況										
					1/(//6							<b>V</b>			
	建築物の外部	2-(9)	外壁	躯体等		必要に応じ		1	異常なし	鋼材に軽		鋼材に著			
					の外壁	て双眼鏡等 を使用し目				微な錆、腐食等が	程度の 建 府舎	しい錆、			
					躯体の 劣化及	を使用し日視により確	等があるこ と。			陽良寺か ある	郵、	腐食等が ある	B2		
11						認する。					3.5.5.5		DΖ		
					の状況										
	7-20	0 (40)	AI DV	血化物	A# ## -	.v.#.c.	=>. <i>E</i> !!				✓ =>.50				
	建築物の外部	2-(10)	外壁	躯体等	鉄筋コ ンクリー	必要に応じ て双眼鏡等	コンクリート面に鉄筋露		異常なし	コンクリー ト面に軽	コンクリー ト面に中	コンクリー ト面に鉄			
					ト造及		出又は著し			微な白		筋露出又			
							い白華、ひ				華、ひび	は著しい			
					鉄筋コ	認する。	び割れ、欠				割れ、欠	白華、ひ			
12					ンクリー ト造の		損等がある こと。			損等があ る	損等があ る	び割れ、 欠損等が	С		
'-					ト這の 外壁躯		د د.	900 Tel		ව	ಶ	火損寺か ある	5		
					体の劣										
					化及び										
					損傷の										
1	1	Ī	Ī	Ī	状況	1	1					<b>✓</b>			

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番	八) 连宋圣年	項目			(建宋1		(は)判定	該出					判	写真	
留号	箇所		(	い)調査]	項目				Α	B1	B2	С	尹定		備考
5		番号	AL DO	41.31+71	5 (1)	方法	基準	なし		41 B <del>+</del> 4 /		41 B <del>+</del> 4 /	疋	No.	
	建築物の外部	2-(11)	外壁	外装仕		開口隅部、 水平打継	外壁タイル		異常なし	外壁タイ		外壁タイ			
				上げ材	石貼り		等に剥落等			l l		ル等に剥			
				等	等(乾	部、斜壁部 等のうち手の	があること又			微な白	程度の白	落等があ			
					式工法	寺のつら手の	は著しい白			華、ひび	華、ひび	る、又は			
					によるも	油 (配出を)	華、ひび割			割れ、浮	割れ、浮	著しい白			
					のを除	よる打診等に	れ、浮き等			き等があ	き等があ	華、ひび			
					<. ) 、	より確認し、	があること。			3	3	割れ、浮			
					モルタル	その他の部分	3 00 0 0 0 0					き等があ			
					等の劣	は必要に応じ									
						て双眼鏡等						<b>వ</b>			
					化及び	を使用し目視									
					損傷の	により確認									
					状況	し、異常が認									
						められた場合									
						にあっては、									
						落下により歩									
						行者等に危									
						害を加えるお									
						それのある部									
						分を全面的									
					1	にテストハン									
					1	マーによる打									
						診等により確									
					1	認する。ただ									
					1	し、竣工後、									
					1	外壁改修後									
						若し〈は落下									
					1	により歩行者									
					1	等に危害を									
						加えるおそれ									
						のある部分の									
						全面的なテス									
						トハンマーによ									
						る打診等を									
						実施した後									
13						10年を超え、									
						かつ3年 以									
						内に落下により歩行者等に									
						危害を加える									
						おそれのある									
						部分の全面									
						的なテストハ									
						ンマーによる									
						打診等を実									
						施していない									
					1	場合にあって									
					1	は、落下によ									
					1	り歩行者等に									
						危 害を加え									
					1	るおそれのあ									
					1	る部分を全									
1					1	面的にテスト									
					1	ハンマーによる									
					1	打診等により									
					1	確認する(3									
						年以内に外									
						壁改修等が									
						行われること									
						が確実である									
					1	場合又は別									
					1	途歩行者等 の安全を確									
					1	の女宝を帷 保するための									
					1	対策を講じて									
					1	NTを講して いる場合を除									
					1	いる場合を除									
						۱، )،									
Щ_	ı	l .	L		1	I	l	I	ı	1	ı	l	1		

(棟)	式1 建築基準	■法点	<b>预</b> 票		(建築物	- ,									
番号	箇所	項目 番号	(	い)調査エ	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当 なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
14	建築物の外部	2-(12)	外壁	上げ材 等		必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	ひび割れ、 欠損等があ ること。		異常なし	-	-	ひび割 れ、欠損 等がある ☑	С		
15	建築物の外部	2-(13)	外壁		パネル	て双眼鏡等 を使用し目 視により確	パネル面又 は取合い部 が著しい錆 等により変 形しているこ と。		異常なし	-	-	パネル面 又は取合 い部が著 しい錆等 により変 形している	С		
16	建築物の外部	2-(14)	外壁	上げ材 等	パネル	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。			異常なし	-	-	錆汁を 伴ったひび 割れ、欠 損等があ る			
17	建築物の外部	2-(15)	外壁	窓サッシ	の劣化	て双眼鏡等	サッシ等の 腐食又はネ ジ等の緩み により変形し ていること。		異常なし	-	-	サッシ等の 腐食又は ネジ等の 緩みにより 変形して いる			
18	建築物の外部	2-(17)	外壁	緊結さ れた広 告板、	体の劣 化及び	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。			異常なし	に軽微な 錆又は腐	機器本体に中程度の錆又は腐食がある	に著しい			
19	建築物の外部	2-(18)	外壁	緊結さ れた広 告板、	分等の 劣化及	て双眼鏡等	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。		異常なし	緊結金物 に軽微な	緊結金物 に中程度 の錆、筋 食等があ る				

_	式1 建築基準	法点	検票	(建築物										
番号	箇所	項目 番号	(い)調査		方法	(は)判定 基準	該当 なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
20	屋上及び屋根	3-(1)	屋上面		目視により確認する。	歩険れていた。 おけれていた日落繁されていた。 と日落繁さること。		異常なし	-	-	歩険割はあ伸材し繁い行なれらるな縮が植茂ると縮がもでるといるである。□			
21		3-(2)	屋上回 り(屋 上面を 除く)	トの立ち 上り面 の劣化	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。			異常なし	の仕上げ 材に軽微 なの白	度の白 華、ひび				
22		3-(3)	屋上回 り(屋 上面を 除()	ルタル等 の劣化 及び損	目視及びテストハンマー による打診 等により確 認する。			異常なし						
23			屋上回 り(屋 上面を 除()	木の劣 化及び 損傷の 状況	による打診等により確認する。	い錆若しくは 腐食がある こと又は笠 木接合部に 緩みがあり 部分的に変 形しているこ と。		異常なし	笠木に軽微な錆りは腐食がある	笠木に中 程度の錆 又は腐食 がある	笠いいがは合か部変いる □			
24	屋上及び屋根	3-(5)	屋上回 り(屋 上面を 除く)	(ドレー ンを含 む。)の	による打診	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。		異常なし		モルタルに 中程度の ひび割	排水溝の モルタルに 著しいひ び割れ、 浮き等が ある			

	八〕 建梁基华	<u> </u>	기즈지		(建梁羽	<i>0</i> )									
番号	箇所	項目 番号	(1	ハ)調査エ	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
25	屋上及び屋根	3-(7)	屋根		屋根の 劣化及 び損傷 の状況	必要に応じ て双眼鏡等	屋根ふき材		異常なし	に軽微な腐食等がある	がある	材に割れ があい は 物に る 、結 を 育 に 育 き う が あ の に る 、 結 き し う い う の ち う う う う う う う う う う う う う う う う う			
		0 (0)	IMA 00 77		144.00	C 40 7 - 4 =	IAK DO THE C								
26	屋上及び屋根	3-(8)	機び物却備告等器工(設、塔)		機工本び部化損状、物及合劣びの		機器在いるは工作物本体と屋上では、本体では、大学を開始では、大学を開始では、大学を開始に、一般では、大学がある。こと、		異常なし	(は工作 物本体をと 屋上及び 屋根との 接合部な 軽微な	くは工作 物本れらと 屋上及び 屋根との 接合辞度 中程度の	はこれらと 屋上及び 屋根との			
27	屋上及び屋根	3-(9)	機び物却備告等 及作冷 広塔)		支持部 分等の 劣化及 び損傷 の状況		支緊若結いスリー等での大人を緊 を表していますが、大力を のはいますが、大力を のはいま		異常なし	に軽微なが ある、又リー ト基で微 ひび割	がある、又 はコンク リート基礎 等に中程	に緊結不 良若し(は 緊結金物 に著しい			
28			画	周部	令11第にす壁び第にす火の及傷況第1210規る等同11規る設劣びの条項定外及条項定防備化損状	目視により確認する。	令第112条 第10項する同に 第11項する同に 第11項する同じ 第11項する 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12		異常なし	_	- -	令第112 条第10 項に対しませる。 第11項を 規定 規一 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連			
29		4-(6)	壁の室内する分分	躯体等	木壁内す分体化損状造のにるのの及傷況の室面部躯劣びの	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。			異常なし	若しくは虫 害がある、 又は緊結 金物に軽 微な錆、	程度の腐 朽、損傷 若し〈はま 害がある、 又は緊結				

	八 建梁基準		代示		(建染物		1								
番号	箇所	項目 番号	(1	ハ)調査エ	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
30			壁の室内する分分		組種の室面部駆劣では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目	れんが、石 等に割れ、		異常なし	-	-	れんが、 石等に割 れ、ずれ 等がある			
31	建築物の内部	4-(8)	壁の宮面は部分		補ントク壁内す分体化損状強リブ造のにるのの及傷況コーッの室面部躯劣びの	視により確			□	□ 目地モル タルに軽 微な欠落 がある	程度の欠	□ 目地モル タルに著し い欠落が ある、ブロック積 みに変位 がある			
32	建築物の内部	4-(9)	壁の宮面する分		鉄壁内で 室面部躯劣が のにるのの の が は り が り り り り り り り り り り り り り り り り				異常なし □	鋼材に軽 微な錆、 腐食等が ある	鋼材に中 程度の 錆、腐食 等がある	鋼材に著 いい錆、 腐食等が ある			

12	(八) 连架基件	-/A/M	代示		(建栄料										
番号		項目 番号	(1	ハ)調査エ	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 So.	備考
3	建築物の内部		壁内する分	躯体等	び鉄骨	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目	コンクリート		異常なし	コンクリー ト面に白 微、ひび欠 あまり る	コンクリート面度のび欠います。	コンクリー ト筋 筋著 華 は 白 び 欠 あ る	<u></u>	NO.	
3		4-(12)	壁の室内にある分	防火区画を構成する壁		目視により確認する。	各部材及び 接合部に穴 又は破損が あること。		異常なし	-	-	各部材及 び接合部 に穴又は 破損がある			
3	建築物の内部	4-(13)	壁の宮面のよう分	防火区画を構成を	耐火被 覆の劣 化及び	等により確	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。		異常なし	-	-	耐火被覆の剥がれ 等により 鉄骨が露 出している			

(标:	式1 建築基準	法点	<b>横</b> 票		(建築物	勿)									
番号	箇所	項目 番号	(	(い)調査エ	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
36		4-(17)			木造の 床躯体 の劣化 及び 傷の状 況	目視により	大い 病 大い 傷 病 大い 傷 大い 傷 大い 傷 大い に 大い は は ま が ま ま ま ま も に も に ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		異常な <i>し</i>	微な腐 朽、損傷 苦りなる、 又はある、 文はいる、 会物に転 微な錆、	若しくは虫 害がある、 又は緊結 金物に中 程度の	木い朽若害又金い腐ちに著傷虫る、結著 いりがするい。 は物は物はのい。 はいい。 はいい。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな			
37		4-(18)	床				鋼材に著し い錆、腐食 等があるこ と。		異常なし	鋼材に軽 微な錆、 腐食等が ある	鋼材に中程度の	鋼材に著 しい錆、 腐食 ある			
38	建築物の内部	4-(19)	床			目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋器し出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。		異常なし	コンクリート面に軽微な白葉、ひりので変形がある。	コンクリート面に中中 程度のび 割れ、があ る	コンクリー ト筋 筋著 は 白 割れ、 ク			
39		4-(21)	床	画を構		目視により確認する。	各部材又は 接合部に穴 又は破損が あること。		異常なし	-	-	各部材又は接合いに穴は を は接合のは を は を る			
40	建築物の内部	4-(24)	天井	の5 (特殊	面する 部分の 仕上げ の劣化 及び損	て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認し又はテ	室内に面す る部分の仕 上げに浮 き、たわみ 等の劣化傷が はること。 を を さいなこと。		異常なし	-	-	室すのにわ劣に のにわ劣にはが を を は が が は が は が は が は が は が る と 等 等 若 に 損 る を り る に 損 る 、 る る 、 る る 、 る る る る る る る る る る る			

惊.	式1 建築基準	法点	<b>使</b> 崇		(建築物	Ø)									
番号	箇所	項目 番号	( )	l)調査I	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
41	建築物の内部	4-(25)	天井	特定天井	特定天 井の 井材の 労損傷 の状況	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目	天井材に腐		異常なし	-	-	天井は、緩み、外、たりのである	}	110.	
42		4-(30)	防備火防シターを設防、保険のでは、		常鎖作たに火(常火備う体の及傷況時又動状あ設以閉設」)と劣びの関はし態防備「防」い本化損状	確認する。	常設又よりに特別関係のでは、おいては、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな		異常なし			常開係のではいる。 常知のでは、 はいまた。 はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた			
	建築物の内部	4-(34)	照明器		照明器	必要に応じ				照明器具					
43			具、懸 垂物等		具、懸 垂物等 の落下対 策の状 況	を使用し目 視により確	又は懸垂物に著しい 錆、腐食、 緩み、等があること。			又は懸垂 物に軽の 食、緩の み、がある	度の錆、 腐食、緩				
	7.4.95 柳 4. 中立	4 (42)	<b></b>		며	ᅂ	ま去のも可								
44		(79)	石綿等した建材料		吹付け石綿等の劣化の状況	実施した劣化状況調査の結果を確認する。	の〈ずれ、た		異常なし			表羽繊ず下下の剥あ3に況行いのちのたのたり、かき等又以化査れいが地浮離る年劣調わないがき、以化査れいがは内状がて			

	式1 建築基準		伙示		(建築物				1	1	1	1			
番号	箇所	項目 番号	(1	ハ)調査エ	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
45			石綿等 を添加 した建 築材料		み又は 封じ込	必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確			異常なし	-	-	石綿飛散 防止別込 み材に亀 裂、勢の劣化 又は損 がある	足	NO.	
46		5-(8)	避難上 有効な バルコ ニー		化及び	目視及びテストハンマー による打診 等により確認する。			異常なし		中程度の 錆又は腐 食がある				
47		5-(15)	階段	階段	階段各部の分化及び場合の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	確認する。	歩行上支障があるひび割れ、 錆、腐食等があること。		異常なし	-	-	歩行上支 障がある ひび割 れ、錆、 腐食等が ある			
48		5-(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁 の劣化 及びが損 傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。		異常なし	-	-	防煙壁にき裂、破損、変形 等がある			
49		6-(1)	特殊な構造等	建築物 の膜 体、取	び取付 部材の 劣化及 び損傷 の状況	必てを視認し、内た録合は録認足 に職りはするに点がに当にするに無がある。 はいかではないではないではいる。 はいではないではないではいる。 はいではないではいる。 はいではいではいではいる。 はいではいではいではいではいでは、 はいではいではいではいではいではいではいではいではいではいではいではいではいでは	れ、雨水貯 留、接合部 の剥がれ等		異常なし	-	-	膜体に破れ、雨水 貯合部のがれ等がある			

標	工1 建築基準	·/ <b>万</b> 从	伙示		(建築物	<u>" )                                   </u>					•				
番	箇所	項目	( l	1)調査エ	頁目		(は)判定		Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号		番号 6-(2)	特殊な構造等	膜構造	膜張力 及び ケープル 張力の 状況	て双眼鏡等 を使用し目		<u>なし</u>	異常なし	-	-	膜張力又はケーブル 張力が低下している	定	No.	
50						た は な は は は は は は は は は な に も は は は な な に も は は な な な な な な な な な な な な な									
51	その他	6-(3)	特殊な 構造等	造建築 物の免	装置が 可視状	目確はいまり にはする年施のよう は、3年施のるない はいに実験のるない はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	腐食等があ		異常なし		に中程度				
52	その他	6-(5)	避雷設備		z 雷 針、導 等の及び 長 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	て双眼鏡等	避雷針又は 避雷導線が 腐食、破損 又は破断し ていること。		異常なし	-	-	避雷針又は避雷導線が破損を受ける。 は破損 といる			
53	その他	6-(6)	煙突	建築物に設ける煙突	体及び 建築物	て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	煙突本体 及び建築物 との接合部 に著いいひ び割れ、肌 分かれ等が あること。		異常なし	物との接	及び建築 物との接 合部に中 程度のひ び割れ、	及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌			
54	その他	6-(7)	煙突	に設ける		必要に応じ て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	著しい錆、		異常なし	付帯金物 に軽微な 錆、腐食 等がある	に中程度				_

125	以 连来举节	-/4m	기자자		() 建米代	0)									
番号	箇所	項目 番号	(1	1)調査I	頁目	(3)調査 方法	(は)判定 基準	該当なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
55		6-(8)	煙突	-	煙体化損状の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	て双眼鏡等 を使用し目 視により確 認する。	煙突本体に 鉄筋はは 着くしは 着くい が、 があること。			錆、錆 汁、ひび 割れ、欠	に中程度 の錆、錆 汁、ひび 割れ、欠 損等があ	煙鉄若食い錆がいれ等はは、 ではいい はいい はいり かんがい はいり かんがい ないり はいり はい かんがい かんがい しい はい かんがい かんがい かんがい かんがい かんがい かんがい かんがい かんが			
56		6-(9)	煙突	煙突 ( 令第 138条 第1 第1 号 )	付帯金 物の及び 化損況 状況	て双眼鏡等 を使用し目	アンカーボル ト等に著し い錆、緊結不 良、繋がある こと。		異常なし	ルト等に 軽微な 錆、腐 食、緊結	中程度の 錆、腐 食、緊結	アンカーボ ルト等しい 病 く 、 良 、 良 、 良 、 を も あ る 。 る 、 る 、 し 、 の 。 し 、 の 。 る 。 る う る う 。 し 。 し 。 し 。 し 。 し 。 し 。 し 。 し 。 し 。			

镁豆	性工 建築基準	声法点	検票		(建築記	设備)									
番	箇所	項目	(い)	周査項目			(に)判定		Α	B1	B2	С	判	写真	備考
1		番号 1-(2)	機械換気設備	機械換 気設備 (中央管 理方式 の空気	査事で 会の取れび機気取の が機気入及気排の口付沢	方法目視又は触診により確認する。	基準取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	なし	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	腐食、損	取付けが堅固でない、又は著いい腐食、損傷等がある	定	No.	
-	法第28条第2項	1-(4)	継献场	機械換	各室の	目視又は触	取付けが取		異常なし	軽微な腐	中程度の	取付けが			
2	ススは第3項に基 びき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除(。) (別 表第1)	1-(4)	気設備	気設備 (中央管 理方式 の空気	給気口	診により確 認する。	国 国 文 は 食 、 損 傷 き が あ る こ と と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。 と 。		Sellyaco	The second second	腐食、損	堅固でない、又は 著しい腐 食、損傷 等がある			
	\_ ## = = # ## - · -		1444 1-7:14	1444 1-7: 14	- J# -										
3	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設調理室 けるべき調理室 等を除く。)(別 表第1)	11-(5)	機械換気設備	機気(中理の調備も)外側を表す。 (地域の)地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の 地域の	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続があり空気がありない。 漏れていること 以ば 関 でないこと。		異常なし			風道の接続部に損傷があり空気が漏れている、 又は取付けが堅固でない			
	计第00名第0语	1 (7)	地址出	機械換	4△′≡±₩	ᄆᅒᄗᆣᇭ			異常なし	軽微な腐	中理度の	機器に損			
4	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるで除(。) (別 表第1)	1-(7)	<b>矮</b> 做換 気設備		又は排 気機の 設置の	目視又は触診により確認する。	機能に損傷があること、 取付けが堅と 又は著しい 腐食、損傷 等があること。		共市なU	A STATE OF THE STA		傷がある、取付けが 堅固では 取しい、 著しい腐食、損傷 等がある			
5	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を室 (あべき調理室 等を除〈。)(別 表第1)	11-(8)	機械換気設備	気設備 (中央管	による換	確認する。	外気の流れ により著しく 換気能力が 低下する構造となってい ること。		異常なし	気能力が 多少低下	れにより換 気能力が 低下する 構造となっ	れにより換 気能力が 著しく低			

様:	式1 建築基準	単法点	検票		(建築記	殳備 )									
番	箇所	項目	(川)	周査項目		(は)検査			А	81	B2	С	判	写真	備考
号 6	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除〈。)(別 表第1)	番号 1-(12)	中央管式 の空気 調和 備	空気調 和設備 の主要	査事項 空気調備 の設置 の状況	方法目視又は触診により確認する。	基準取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	なし	異常なし	軽微な腐食、損傷等がある	腐食、損	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある	定	No.	
7	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除(。)(別 表第1)	1-(13)	中央方 の空 調和 備	和設備 の主要 機器及	空和及管化損状の及傷況ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	確認する。	空気調和機 器又は配砂 に変形、破 損又は著む い腐食があ ること。		異常なし	機器又は 配管に軽	空気調和 機器管に中 程度度 がある	機器又は 配管に変			
8	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 (換気設備を設 けるべき調理室 等を除く。) (別 表第1)	1-(14)	中央 理方 の空 調和 備	和設備 の主要	空気調 和設備 の運転 の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常なを振動又は異常な発動があること。		異常なし	-	-	運転に 異常、異動では 要動では 要動がある			
9	換気設備を設けるべき調理室等 (別表第1)	2-(2)	自気 (		排気が気がたい。 おりまた おりまた おりまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はい		取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし	軽微な腐 食、損傷 等がある	中程度の腐食、損傷等がある	取付けが 堅固でない、又は 著しい腐食、損傷 等がある			
10	るべき調理室等 (別表第1)	2-(5)	自然換 気設備 及び換 械設備		給口気排口気排口気排フ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ で 気 ・ は 、 り 気 ・ り も り り り り り り り り り り り り り り り り り	認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。		異常なし	-	-	□ 鳥の巣等 により給排 気が妨げ られている			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

你.	式1 建築基準	产达尔	快录		設備)									
番号	箇所	項目 番号	(い)調	(3)    査項目	¢ (は)検査 ・方法	(に)判定 基準	<b>該当</b> なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
11	換気設備を設け るべき調理室等 (別表第1)	2-(6)	自然換 気 及 が 換 気 設 機 気 設 機 気 る の り の り の り の り の の の の の の の の の の の		目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷 していること。		異常なし	-	-	断熱材が 脱落又は 損傷して いる			
	±5.50 /# ≠ ±0.14	2 (12)	1414 1-17 1-12	<b>/</b> ∧ <del>/=  </del> #		+## DD 1-+D #5	_	異常なし	±7/46+5/25	中田原の	+44 == 1-+=			
12	るべき調理室等 (別表第1)	2-(12)	機械換気設備		認する。	機能は があること、 取付けがいこと 又は著しい 腐食、あること。		共帯なり			機器に損傷があけった。取付けでは、取付けでは、といい、といい、損傷をがある。			
13	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 等(別表第1)	3-(2)	防火ダンパー等	防火ダバーの取付けの状況	認する	平成12年 建設省告号 第1376号 第1の規定 に適合しな いこと又食が あること。		異常なし		中程度の腐食がある	平成12 年生示1376年 第10の適いい はな著食 しなぎ食 る			
14	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 等(別表第1)	3-(3)	防火ダンパー等	防火ダバーの作動の状況	ン 作動の状況 を確認す る。	ダンパーが円 滑に作動し ないこと。		異常なし	-	-	ダンパーが 円滑に作動しない			
15	法第28条第2項 又は第3項に基 づき換気設備が 設けられた居室 等(別表第1)	3-(4)	防火ダンパー等	防火ダバーの劣化及び損傷の状況	認する	防火ダン パー本体に 破損又は著 いい腐食が あること。			防火ダン パー本体 に軽微な	ー 防火ダン パー本体 に中程度	ー 防火ダン パー本体			

番号	箇所	項目番号	(川)	調査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	А	В1	B2	C	判定	写真 No.	備考
			排煙機	排煙機の外観	排煙機	目視又は触		08.000.0	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食がある	Ł	110.	
17	(別表第2) 令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降口	1-(2)	排煙機			目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。		異常なし	-	-	接続部に破損又は変形がある			
	ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)														
8 8	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する3 降路、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(7)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運動機とは送りを 機に異常を 機に異常を は悪動があること。		異常なし			排煙機のの 電送異又な は に音常がある			
9	令第123条第3 項第2号に規定する階段室第129 条の13の3第13 項に規定する界 降路又は乗降ロビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(13)	排煙口	煙設備	の取付 けの状	目視により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は着しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし		中程度の 腐食、損	取付けが 堅固 い、 い、 とい 損 ま が ある			
20	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規	1-(17)	排煙口		排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉気できることなることを表しい振動があること。		異常なし		中程度の	□開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発をしたがある著動がある。			

定する居室等 (別表第2) **樣式 1 建築基準法点検票** (建築設備)

_	式1 建築基準	声法点	検票		(建築記	设備)									
番号	箇所	項目 番号	(川)	周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当 なし	А	В1	B2	С	判定	写真 No.	備考
21	令第123条第3 項第2号に規定する階段等129 条の13の3第13 項に規定する昇降路又は乗降路 と一、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(21)	排煙風 道	の排煙 風道(	排煙風劣びの 場別、	目視により確認する。	排煙風道に 変形、破損 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし, □		に中程度				
22	令第123条第3 項第2号に規定 する階段第129 条の13の3第13 項に規定する第 に規定は乗至 ピー、令第126 条の2第1項に規 と一、令第1項に規 に別表第2)	1-(22)	排煙風道	煙設備 の排煙	排煙風のの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び 吊りボルトの 取付けが堅 固でないこと 又は変形若 しくは破損が あること。		異常なし	-	-	接続の がい がな変 は がある は がある			
23	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路、令第126 条の2第1項に規 定、る居室等 (別表第2)	1-(27)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダン パーの 作動の 状況	作動の状況 を確認す る。	ダンパーが円 滑に作動し ないこと。		異常なし	-	-	ダンバーが 円滑に作 動しない			
24	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(28)	排煙風道	防火ダンパー	防火ダンパーの及りでは、おります。	目視又は触診により確認する。	防火ダン パー本体に 破損又は著 いい腐食が あること。		異常なし	パー本体	パー本体	防火ダン パー本体 に破著しい は腐食 る			
25	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降口 ビー、令第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(34)	特殊な 構造の 排煙設 備	構造の 排煙設 備の排	排煙口 及び給 気口の 取付け の状況	目視により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし			取付けが 堅固でない、 そしい 育 を 、損傷 等がある			

様:	式 1 建築基準	声法点	検票		(建築設										
番号	箇所	項目 番号		間査項目	查事項	方法	(に)判定 基準	該当 なし	А	81	B2	С	判定	写真 No.	備考
26	令第123条第3 項第2号に規定する階段等129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		特殊なの 構煙 備	構造の 排煙設 備の給	給気の の 及傷 り び の と 傷 沢 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	目視により 確認する。	給気風道に 変形、破損 又は著しい 腐食がある こと。		異常なり	に軽微な	給気風道 に中程度が ある □				
27	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降口 ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		特殊な 構造の 排煙設 備	構造の 排煙設	給気風 道のけい が況	目視又は触 診により確 認する。	吊りボルトの 取付けが堅 固でないこと 又は変形若 しくは破損が あること。		異常なし	-	-	接続部及 び吊りが付 けがな変い しがな変形破 しくはある			
28	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室の第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(44)	特殊な 構造の 排煙設 備	構造の 排煙設	給気送 風機の 設置の 状況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又腐ましい。 最後では著しい。 は食いあること。		異常なし		腐食、損	基礎架台 のが軽いが ない著食等 の をいい も は 腐等 る			
29	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する第 降路、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		特殊な 構造の 排煙設 備	構造の 排煙設		確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。		異常なし	-	-	接続部に空気線を表現している。			
30	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	1-(47)	特殊な 構造の 排煙設 備		作動の 状況	聴診又は触 診により確 認する。	送風機の電気を転換の電子を表現であること。		異常なし	-	-	□機ののの 電動送異又な に音常がある			

樣	式 1 建築基準	丰法点	検票		(建築記	, , ,									
番号		項目 番号		周査項目	查事項	(は)検査 方法	基準	なし	А	В1	B2	С	判定	写真 No.	備考
31	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(3)	加圧防 排煙設 備	道(隠 蔽部分 及び埋	排煙風劣びの (大場) (大場) (大場) (大場) (大場) (大場) (大場) (大場)	目視により確認する。	排煙風道に 変形、破損 又は著しい 腐食がある こと。		異常なり		排煙風道 に中程度が ある	排煙風道 に変損又取 破損しい腐 食がある			
32	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の1303第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ピー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(4)	加圧防排煙設備	道(隠 蔽部分	排煙風 道のけの 状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。		異常なし	-	-	接続部及 び吊りが付 けがないで なはい を はい を は が ある			
33	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防排煙設備		給気口 の取付 けの状 況	目視により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし		中程度の 腐傷等があ る	取付けが 堅い、 さい 接い、 もい 接い もい もい もい もい もい もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの			
34	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室知は付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(11)	加圧防排煙設備	給気口 の性能		目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉頭により閉びまることを表しいます。		異常なし		中程度の振動がある	開放時に 気流により 閉鎖又は 著いいある			
35	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の1303第13 項に規定する昇 降路又は乗降ロ ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(12)	加圧防排煙設備	道(隠 蔽部分 及び埋	給気風 道の劣 化及び 損傷の 状況	目視により確認する。	給気風道に 変形、破損 又は著しい 腐食がある こと。		<b>異常な</b> し	給気風道 に軽微な	給気風道				

様式1 建築基準法点検票 (

(建築設備)

10天	式1 建築基準	产法尽	快景		(建築設	対有 )									
番号	箇所	項目 番号	(い)割	周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	А	В1	B2	С	判定	写真 No.	備考
36	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路、令第126 その2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防 排煙設 備	給道 蔽 及 設 を く。)	給気風 道のけい が況	目視又は触 診により確 認する。	接続部及び 吊りボルトの 取付けが堅 固でないこと 又は変形若 しくは破損があること。		異常なし	-	-	接続部及 びRDが けがない けがな変は しい がある			
37	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(15)	加圧防 排煙設 備	給気送 風機の 外観	給気送 風 設 状況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著いい 関係、損傷等があること。		異常なし			基礎架台 の取堅は の取堅し、 は なは 著食 等がある □			
38	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する3 原とは、令第126 その2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防 排煙設 備	給気送 風機の 外観		確認する。	接続部に空 気漏れ、破 損又は変形 があること。		異常なし	-	-	接続部に空れ、はなる。はなる。			
39	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室第129 条の13の3第13 項に規定する第 降路以は乗 と一、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)		加圧防排煙設備	給気送 風機の 性能	給気送 風機の 作動の 状況	聴診又は触 診により確 認する。	送風機の運動機に異は常いのは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で		異常なし	-	-	送運電はに音常がある □			
40	令第123条第3 項第2号に規定 する階段室又は 付室、令第129 条の13の3第13 項に規定する昇 降路又は乗降口 ビー、令第126 条の2第1項に規 定する居室等 (別表第2)	2-(27)	加圧防 排煙設 備	空気逃 し口の 外観	空気逃 し口の 取付け の状況	目視により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著いい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし □		腐食、損	取付けが 堅固でない、又は 著しい腐 食、損傷 等がある			

様式 1 建築基準法点検票

(建築設備)

	八   建梁基4		NAN		(建築記		T	****		1	ı	1	ale.i		1
番	箇所	項目	(N)	周査項目			(に)判定		Α	В1	B2	C	判		備考
号		番号			查事項	方法	基準	なし	(-2000)				定	No.	110 3
	令第123条第3	2-(31)	加圧防	圧力調	圧力調	目視により	取付けが堅		異常なし	軽微な腐	中程度の	取付けが			
	項第2号に規定		排煙設	整装置	整装置	確認する。	固でないこと			食、損傷	腐食、損	堅固でな			
	する階段室又は		備	の外観	の取付		又は著しい			等がある		い、又は			
			I/HI	リノハモル						41.00					
	付室、令第129				けの状		腐食、損傷				<b>వ</b>	著しい腐			
	条の13の3第13				況		等があるこ					食、損傷			
41	項に規定する昇						と。					等がある			
41	降路又は乗降口							_				3.0 02 0			
	ビー、令第126														
	条の2第1項に規														
	定する居室等														
	(別表第2)														
	( かなみ 2 )														
	令第126条の2	3-(5)	可動防		可動防	目視により	脱落又は欠		異常なし	-	_	脱落又は			
		3-(3)	煙壁						35113-6-0		_				
	第1項に規定する		煙壁		煙壁の	確認する。	損があり煙					欠損があ			
	居室等(別表第				防煙区		の流動を妨					り煙の流			
	2)				画		げる効果が					動を妨げ			
							ないこと。					る効果が			
							AV100					ない			
42												an			
			1	1	1										
			1	1	1										
			1	1	1										
													l		
$\vdash$	マ供売店(ロナ	4 /41	<b></b>	<u> </u>	<u> </u>	□ <del>1</del>	<b>高左取始型</b>	-					_		
1	予備電源(別表	4-(1)			自家用		電気配線及		異常なし	-	-	電気配線			
	第2)		発電装	発電装	発電機	確認する。	び換気風道					及び換気			
			置	置の状	室の防		等の防火区					風道等の			
				況	火区画		画貫通措置					防火区画			
				<i>11</i> 16											
					貫通措		に欠損又は					貫通措置			
43					置の状		脱落がある					に欠損又			
.0					況		こと。					は脱落が			
					,,,							ある			
												0) 0			
									-						
	予備電源(別表	4-(7)	自家用	自家用	燃料及	目視により	配管類の接		異常なし	-	-	配管類の			
	第2)		発電装	発電装	び冷却	確認する。	続部等に漏					接続部等			
	-		置	置の状	水の漏		洩等がある					に漏洩等			
			_	況								がある			
				沉	洩の状		こと。					ルのも			
					況										
11															
44								3 <del>1 - 1</del> 5							
			1	1	1										
													l		
													l		
			1	1	1										
									100-20		_	_	l		
L			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>								L		
	予備電源(別表	4-(8)	自家用	自家用	計器類	目視により	発電機板、		異常なし	-	-	発電機			
	第2)	(-)	発電装			確認する。	自動制御盤					板、自動	l		
	<b>ポ</b> 4 丿					#庄良心 ブ る。							l		
1			置	置の状	プ類の		等の計器					制御盤等	l		
1			1	況	指示及		類、スイッチ					の計器			
1			1	1	び点灯		類等に指示					類、スイッ			
1					の状況		不良若しく					チ類等に	l		
					V7-1/(1)L								l		
			1	1	1		は損傷があ					指示不良			
			1	1	1		ること又は運					若しくは損			
45			1	1	1		転表示ラン	_				傷がある、			
+5							プ類が点灯					又は運転	l		
			1												
							しないこと。					表示ラン	l		
												プ類が点	l		
				1	1							灯しない			
				1	1										
				1	1										

**樣式 1 建築基準法点検票** (建築設備)

	八 ] 建染基4	F/A/K			(建築設										
番	箇所	項目	(11)	周査項目	(3)検		(に)判定		Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号	1	番号	( 0 ) 11	サロベロ	查事項	方法	基準	なし		D1	52	· ·	定	No.	inn o
46	予備電源(別表第2)	4-(9)	自家用 発電装 置	発電装 置の状 況		診により確 認する。	基礎架台の 取付けが堅 固でなれこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし	食、損傷	腐食、損	基礎架付けがない、は著食等は、いいり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
	予備電源(別表 第2)	4-(11)	自家用 発電装 置	発電装		確認する。	接続端子部に緩み又は著いい腐食があること。		異常なし	接続端子部に軽微な腐食がある		部に緩み 又は著し い腐食が			
47												ある □			
48	予備電源(別表 第 2 )	4-(15)	自家用 発電装 置		運転の状況				異常なし	-	_	運転中に 異常な 音、異動等 がある			
49	予備電源(別表 第2)	4-(16)	自家用 発電装 置		排気の 状況	確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、 き裂りによる排気漏れがあること。		異常なし		_	排気管、等の変傷、を 損傷等による排気による がある			
50	予備電源(別表 第 2 )	4-(17)	自家用 発電装 置	発電装 置の性 能	コレッサ料ブ水等機作状プ 燃ン却消の類類ができます。 はいまた はいまた かいまた かいまた はいまた おいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた は	る。	運転中に異常な音又は 異常な張動があること。		異常なし	-	_	運転中に 異常なよ で を な振動が ある			

**樣式 1 建築基準法点検票** (建築設備)

番	八   建聚基4				(建染設	(は)検査	(に)判定	該出					判	写真	
号	箇所	番号	(い)割	周査項目	査事項	方法	基準	なし	Α	Bl	B2	С	定	ラ兵 No.	備考
51	予備電源(別表 第 2 )		直結エンジン		直結工	目視又は触 診により確 認する。			異常なし	ルト等に 軽微な腐	中程度の腐食がある	堅固でな	<u></u>	140.	
52	予備電源(別表 第2)	4-(20)	直結エンジン		電池及 び電気	確認するとと もに、蓄電 池電圧を電 圧計により 測定する。	あること、電		異常なし			電格下電が表たよい電ブ続みれる 圧電で解機示適少又気と部液が圧あ液器さ正少又ケのに液が			
53	予備電源(別表 第2)	4-(21)	直結エ ンジン			確認する。	制御盤等の 計器類類表 打造が 計器が 対象を はなり はは はない を を を を で が あること 表が が ある で が が あること で が が が が が り が り が り が り が り が り が り り り し な り り し と り し と り と と と と と と と と と と と と		異常なし	-	-	制制を対している。 関係を対している 関係 対象 がいます はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい			
54	予備電源(別表 第 2 )	4-(22)	直結エンジン	直結エンジンの外観	給気部 及び排 気管の 取付け の状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。		異常なし	-	-	で形、損 傷、き裂 等がある			
55	予備電源(別表 第 2 )	4-(23)	直結I ンジン	直結エンジンの外観	Vベルト		ベルトに損 傷若しくはき 裂があること 又はたわみ が大きいこ と。		異常なし	-		ベルトに損傷若しくはき裂がある。 マリン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン・カン			

**様式 1 建築基準法点検票** (建築設備)

標:	式 1 建築基準	旱法点	検票		(建築記										
番号	箇所	項目 番号	(川)	周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	А	В1	B2	С	判定	写真 No.	備考
56	予備電源(別表 第 2 )	4-(24)	直結エンジン		接地線 の接続 の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。		異常なし		接続端子部に中程度の腐食がある				
57	予備電源(別表第2)	4-(27)	直結エンジン		運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。			異常なし	-	-	運転中に 異音、最動等 がある			
58	照明器具(別表第3)	1-(1)	非常明の照具			目視及び触診により確認する。	天のに定な予蔵型ではブ等れたに続なばより抜っては、するとは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では		異常なし	-		天の部固いは源セ明あはブ等れン接いいン易状井取に定な予内ン器る、ラにたいに続いいいのけいでは、備蔵型具場差が固つ直さい、コら抜きをして合い、国で合いをはないであります。			
59	電池内蔵形の蓄電池(別表第3)	4-(1)	配線及び充電ランブ		充電ラン ブの点 灯の状 況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。		異常なし	-	-	□ 点滅スイッ チを切断 しても充 電ランブが 点灯しない			

**様式1 建築基準法点検票** (建築設備)

	大1 建築基準	产法点			(建築設										
番号	箇所	項目 番号	(い)割	間査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	А	В1	В2	С	判定	写真 No.	備考
	電源別置形の蓄 電池(別表第 3)		蓄電池		蓄電池 の設置	目視又は触			異常ない	-	-	変形、損 傷、腐 食、液漏 れ等があ る	~	110.	
61	自家用発電装置(別表第3)		自家用 発電 養	発電装	及び原	認する。	端め固とし盤ブ損又若料囲等と子付で計はのですがはしくシーではのですがはしくシー油をいる。また、これでは、カーボーがは、カーボーがは、カーボーが、		異常ない	-	-	端締がな器制表ブ損又機燃の油が部付固計し盤ラにあ原し夕囲れるいでは、はのりでは、いいに等のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の			
62	自家用発電装置(別表第3)		自家電装置	発電装	動用蓄 電池及 び電気 ケーブル	確認するとと もに蓄電池 電圧を電圧 計により測 定する。	あること、電		 異常なし	- -	·	電格下電が表たよい電ブ続みれる □が圧あ液器さ正少又ケのに液がある。□			
	自家用発電装置						配管の接続		異常なし	-	-	配管の接			
63	(別表第3)		発電装置		び冷却 水の漏 洩の状 況	確認する。	部等に漏洩等があること。					続部等に 漏洩等が ある			

樣式 1 建築基準法点検票

(建築設備)

番	八   建梁基4				(建築記		(1-) 和中	★业					411	空古	
鱼号	箇所	項目番号	(い)割	周査項目	(	(は)検査 方法	基準	該ヨなし	А	В1	B2	С	判定	写真 No.	備考
	自家用発電装置(別表第3)		自家電装置	発電装 置の状	計器類	目視により確認する。	を 電機制 等類、 に若しくが は示り は示り は示り に表示がは でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。		異常なし	-		発盤制の類チ示しがは示点い (調) おいり はいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	*		
	自家用発電装置	6-(9)	自家用	自家用	自家用	目視又は触	基礎架台の			軽微な腐		基礎架台			
65	(別表第3)	(8)	7. 電表 置	発電装		i i i i i i i i i i i i i i	本 取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。			食、損傷	腐食、損傷等がある	で の 取 堅 い い は 著 食 等 る こ こ こ に に に に に に に に に に に に に			
	自家用発電装置	6-(11)					接続端子部		the state of the s	接続端子	接続端子	接続端子			
66	(別表第3)		発電装 置		の接続の状況	確認する。	に緩み又は 著しい腐食 があること。			部に軽微 な腐食が ある	度の腐食				
	自家用発電装置	6-(15)				聴診、触診			異常なし	-		異常な			
67	(別表第3)		発電装 置		動等の 状況	又は目視により確認する。	異常な振動等があること。					音、異常 な振動等 がある			
	自家用発電装置	6-(16)			排気の		排気管、消		異常なし		-	排気管、			
68	(別表第3)		発電装置	発電装 置の性 能	状況		音器等の変形、損傷、 き裂等による排気漏れ があること。					消音器等 の変傷、き 裂等によ る排気漏 れがある			

**樣式 1 建築基準法点検票** (建築設備)

番	八 ] 建梁基4	項目			(建築記	(は)検査	(に)判定	該当					判	写真	
号	箇所	番号	(い)割	調査項目	直事項	方法	基準	なし	Α	В1	B2	С	定	ラ典 No.	備考
	自家用発電装置 (別表第3)		自家用発電装置	発電装		作動の状況 を確認す る。			異常なし	-	-	運転時に 異常異常 を振動等 がある	₹		
	飲料用の配管設 備及び排水設備 (別表第4)	1-(2)	飲配び配(部び部除 が取り でいるでは でいるで で ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので		配管の 腐食及 び漏水 の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。		異常なし	-	-	配管に腐 食又は漏 水がある			
	飲料水の配管設 備(別表第4)	2-(5)	飲料があるがある。 飲料がある かんしょう はいかい かんり でんしょう かんしょう はんしょう はんしょう かんしょう かんしょう はんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょ かんしょく かんしん かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしょく かんしゃ かんしょく かんしゃ かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん			水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	常な音、異 常な振動等		異常なし	_	]	運転開発 音 な 常等 と 格 水 い □			
	飲料水の配管設備(別表第4)		給湯領 備環ポンプ を含む。)		給湯設 備の腐 食み水の 状況	確認する。	本体に腐食又は漏水があること。		異常なし	-	-	配管に腐食又は漏水がある			
	飲料水の配管設 備(別表第4)	2-(11)	給湯( 備 ポン を含 む。)		ガス器の煙が気機のでは、大きなのでは、大きなでは、大きなのでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、	目視又は触診により確認する。	昭和45年 建第1826年 第1826号 第4第は規しは に 表 で と 支 き は ま い 規 し は は し は は は は は は は は は は は は は は は		<b>異常な</b> し	-	·	四年告報 1826年 1826年 1826年 1826年 1826年 1826年 1827年 1820年			

**樣式 1 建築基準法点検票** (建築設備)

(家:	式1 建築基準	产法尽	快景		(建築設										
番号	箇所	項目 番号	(い)部	間査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
	排水設備(別表 第4)	3-(3)	排水槽				漏れがあるこ と。		異常なし	-	-	漏れがあ る			
74															
<u></u>	thavin#/미국	2 (4)	出され		排水ポ	日担に上げ	田が行けた。日	-	異常なし	軽微な腐	中程度の	取付けが		-	
75	排水設備(別表第4)	3-(4)	排水槽			目視により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 廃食、損傷 等があるこ と。		<b>其吊な</b> し		21 1025-200	取付りか 堅固でない、 著しい腐食、損傷 等がある			
76	排水設備(別表 第4)	3-(5)	排水槽		ンプの運 転の状	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	常な音、異		異常なし			運転中に 異常な 音、異動等 な振動等又 は定がない			
77	排水設備(別表 第4)		排利管(道を) がある。)		タンク、 ポンプ等 の設置 の状況	目視により確認する。	取付けが堅 固でないこと 又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。		異常なし	食、損傷	腐食、損	取付けが 堅固でない、又は 著しい腐食、損傷 等がある			
78	排水設備(別表 第 4 )	3-(17)	その他			確認する。	排水勾配が ないこと又は 流れていな いこと。		異常なし	_		排水勾配 がない、又 は流れて いない			

**樣式 1 建築基準法点検票** (建築設備)

TAK.	八! 建栄奉4	F/4/5	ハススマ		( 建柴砂	KMB /									
番	箇所	項目	(い)	周査項目			(に)判定		А	В1	B2	С	判	写真	備考
号		番号			查事項	方法	基準	なし					定	No.	
	排水設備(別表	3-(20)	その他	排水管	間接排	目視により	昭和50年		異常なし	<b> -</b>	-	昭和50			
	第4)				水の状	確認する。	建設省告示					年建設省			
					況		第1597号					告示第			
							第2第1号口					1597号			
							の規定に適					第2第1			
79							合しないこと					号口の規			
13							又は損傷が					定に適合			
							あること。					しない、又			
												は損傷が			
												ある			
									_	_	_	_			
	排水設備(別表	3-(22)	その他	通気管	通気管	目視又は嗅	昭和50年		異常なし	-	-	昭和50			
	第4)				の状況	診により確	建設省告示					年建設省			
						認する。	第1597号					告示第			
							第2第2号イ					1597号			
							又は第5号					第2第2			
							の規定に適					号イ又は			
							合しないこと					第5号の			
80							又は損傷が					規定に適			
							あること。					合しない、			
							0,000					又は損傷			
												がある			
												11.00.0			

**樣式 1 建築基準法点検票** (防火設備)

	式1 建築基準	产法点	<b>検票</b>		(防火討										
番号	箇所	項目 番号		周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	基準	該当 なし	Α	B1	B2	С	判 定	写真 No.	備考
	防火扉(別表第 1)	1-(2)	防火扉	扉、枠 及び金 物	扉の取 付けの 状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅 固でないこ と。		異常なし	-	-	取付けが 堅固でな い			
	防火扉(別表第 1)	1-(3)	防火扉	扉、枠 及び金 物	扉、枠 及びのの 化及び 場の 状況	目視又は触 診により確 認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。			軽微な腐	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある			
	防火扉(別表第 1)	3-(9)	連動機構	連動制 御器	結線接 続の状 況	目視又は触 診により確 認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。		異常なし	-	-	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			
	防火扉(別表第1)	3-(10)	連動機 構	連動制 御器	接地の状況	ライバー等に	接地線が接地端子に緊結されていないこと。		異常なし	_	-	接地線が接地端子に緊結されていない			
	防火扉(別表第 1)	3-(12)	連動機構	連動機 構用予 備電源	劣化及 び損傷 の状況	目視により確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	軽微な腐食がある	100	変形、損傷又は著しい腐食がある			
	防火扉(別表第 1)	3-(14)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の 状況	目視又は触 診により確 認する。	取付けが堅 固でないこと 又は変形、 損傷若い 食があるこ と。		異常なし	軽微な腐食がある	腐食があ	取付けが 堅い、変傷若しい 変傷者 しい腐 食がある			
7	防火シャッター ( 別表第2 )	1-(2)	防火 シャッ ター	項から (4)の項 までの点 検につい ては、日	部のブラ ケット、 巻取り シャフト 及び開	目視、聴診 又は触診に より確認す る。			異常なし		-	取付けが 堅固でな い			

**樣式 1 建築基準法点検票** (防

(防火設備)

(标:	式 1 建築基準	产达只	快崇		(防火討										
番号	箇所	項目 番号	(11)	調査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
8	防火シャッター (別表第2)	1-(3)	防火 シャッ ター	置((2)	設置の	目視により 確認する。	巻取リシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれいます。 かあること。		異常なし	-	-	巻取りシャ フトと開閉 機のスプロ ケットに心 ずれがある			
9	(別表第2)	1-(4)	防火 シャッ ター	項(4)ののののでは、前ののののででは、前ののでは、前の間では、前の間では、前の間では、前のできる。)	部のケベグプトログラング アット、ション・アルグラング・アングラング・アングラング アット アイカ のののののできない すい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	目視、聴診 又は触診に より確認す る。			異常なし	食がある	中程度の腐食がある	変傷い食音常がある ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	R亡ルシャッター	1 (5)	R主 ル	取新壮		日祖 肺診	<b>庁合が</b> ちる		異常なし			日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
10	(別表第2)	1-(5)	シャッター	置((2) 項から	チェーン 又はワイ ヤロープ の劣化 及び損 傷の状	より確認す	関していること、異常者 しくは生物でしていること、大きないはないであることを していること、大きないであること。 お着があること。		<b>共</b> 市体U		1 -	腐食がある、音をはいいては、おいまでは、おいまでは、はいいでは、いいないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは			
11	防火シャッター (別表第2)	1-(6)	防火シャッター	部	スラットスのである。大変である。大変である。大変である。大変である。	ターを閉鎖 し、目視によ			異常なし	は座板に 軽微な腐	中程度の	スラットを しい に 損くは 腐る、ラット 座 化 は 食 又 に 若 着 板 しい あ る スト れ 固 る し い ある し か は ある し か は か は か は か は か は か は か は か は か は か			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

'IXN.	式 1 建築基準	F/女从	快录		(防火設	z1桶 )									
番号	箇所	項目 番号	(川)	周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
12	防火シャッター (別表第2)	1-(7)	防火 シャッ ター	カーテン 部	吊り元の 劣化及	目視又は触 診により確 認する。			異常なし	食がある	腐食があ る	変形、損傷を表して、損傷を表して、損害を表して、 できる。 できる	Į.		
	防火シャッター	1-(8)	除业	ケース	<b>坐</b> 化乃	目視により	ケースに外		異常なし			ケースに外			
13	(別表第2)	(0)	シャッター	, ,		確認する。	れがあること。		3411.00			れがある			
	72.1.5	4 (0)	72- J.	± /* ± 77	(I) /I/ T		± // <del>* * * </del>   /				+ 4+++1	+ 4 + 1 + 1			
14	(別表第2)	1-(9)	防火シャッター	まぐさ及 びガイド レール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくしたいので、はガイドレのの形、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		異常なし	くはガイド レールの 本体に軽 微な腐食 がある、又 は遮煙材 に軽微な	本体に中 程度の腐 食がある、 又は遮煙 材に中程	1000			
15	(別表第2)	1-(10)	防火 シャッ ター	止措置		目視により 確認する。	劣化、損傷 又は脱落が あること。		異常なし	<u>-</u>	<del>-</del> 1	劣化、損 傷又は脱 落がある			
16	(別表第2)	1-(11)	防火 シャッ ター			目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	軽微な腐食がある		変形、損 傷又は著 しい腐 がある			
17	(別表第2)	1-(13)	防火 シャッ ター	止措置	知部の 劣化及 び損傷 並びに	確認するとと もに、座板 関知部を作 動させ、防	い腐食があ ること又は防 火シャッター の降下が停 止しないこ		異常なし	軽微な腐食がある		変傷著しい 表さい で で で で で で で で で で で の で の に い の に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。			

**様式 1 建築基準法点検票** (防火設備)

(标:	式 1 建築基準	岸达点	快票		(防火部										
番号	箇所	項目番号	(川)	周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
18	防火シャッター (別表第2)	2-(17)	連動機構	温度とユーズ装置	設置の	目視により確認する。	温度ヒューズ の代金等でいる 定され変若しいる に は 育なは を が は 変 着 い る 治 は き な た り に り に り に り に り に り に り る た り に り る た り は り は り は り は り は り は り は り は り は り		異常なし	軽微な腐食がある		温ズにでれ変傷著食又脂塗付る でれ変傷を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 の が は、 の の の の の の の の の の り が り が り は、 り り り り の り の り の り の り の り の り の り の			
19	防火シャッター (別表第2)	2-(18)	連動機 構	連動制御器	スイッチ 類及び 表示灯 の状況	目視により確認する。	スイッチ類に 破損がある こと又は表示灯が点灯 しないこと。		異常なし			スイッチ類 に破損が ある、又は 表示灯が 点灯しな い			
	防火シャッター	2-(19)	連動機	連動制	結線接	目視又は触	断線、端子		異常なし	-	-	断線、端			
20	(別表第2)		構	御器	続の状況	診により確 認する。	の緩み、脱落又は損傷等があること。					子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			
	防火シャッター	2-(20)	連動機	連動制	接地の	回路計、ド	接地線が接	_	異常なし	_	-	接地線が			
21	(別表第2)		構	御器	状況		地端子に緊結されていないこと。					接地端子 に緊結さ れていない			
22	(別表第2)		構	構用予		目視により確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	食がある		変形、損 傷又は著 いい腐食 がある			
23	(別表第2)	2-(24)	連動機構		状況	目視又は触 診により確 認する。	取付が堅固でないこと又は変形、損傷若しい腐を表しい腐食があること。		異常なし		中程度の腐食がある	取付けが ない。 変に の でな は 接 しい の る が あ る しい あ る しい あ る しい あ る しい あ る しい る り る しい る り る り る り る り る り る り る る り る り る し る る し る し			

	式1 建築基準	性法点	検票		(防火討										
番号	箇所	項目 番号		周査項目	查事項	方法	(に)判定 基準	該当 なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
24	防火シャッター (別表第2)	2-(25)	連動機構	手動閉 鎖 装 置	設置の状況	目視によりとともにいた巻尺字である。	ができる位 置に接地さ れていないこ		異常なし	軽微な腐食がある	腐食があ る	速作るきにれいにが作な形若いがは窓下したがきが登れて、障あがい、長いあ打窓下しているがで、損は腐るちのがいい、といるで置さな囲物操き変傷著食又破プ脱る			
25	耐火クロススク リーン (別表第 3)	1-(2)	耐火クロ ススク リーン	駆動装置	ローラー チェーン の劣化 及び 傷の状 況	目視、聴診 又は触診に より確認す る。	腐食があること、おおいまでは、 はいること、 又していること、 又しくはこと み者があること。		異常なし	-	_	腐食がある、異常る、異常る、 音がある、 若しくははる 飛びしている、 るみ若しく は固着が ある			
26	耐火クロススク リーン(別表第 3)	1-(3)	耐火クロ ススク リーン	カーテン 部		耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。			異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある			
27	耐火クロススク リーン (別表第 3)	1-(4)	耐火クロ ススク リーン	カーテン 部	吊り元の 劣化人傷 び損傷 並びに 固定の 状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷 又腐さとでは を で を で と で が が け け け で な め 付 け り は の が り が り が り が り が り が り が り が り が り が		異常なし		中程度の 腐食があ る	変形、損 傷いの腐る、 はい腐る、 はいのる。 はいのる。 はいのる。 はいのでない はいのでない			
28	耐火クロススク リーン(別表第 3)	1-(5)	耐火クロ ススク リーン	ケース	劣化及 び損傷 の状況	目視により確認する。	ケースに外 れがあるこ と。		異常なし	-		ケースに外 れがある			
			]		]										

**様式 1 建築基準法点検票** (防火設備)

12K.	式1 建築基≥	异法尽	快崇		(防火討										
番号	箇所	項目番号	(川)	周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当なし	Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
29	耐火クロススク リーン(別表第 3)	_	耐火クロ ススク リーン		劣化及	目視により確認する。	まで若ドレイレールの本が、はがイドレールの本形、はながは食がはまからることなり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		異常なし	レールの 本体に軽 微な腐食 がある。又材 に軽微な 損傷があ る	レールの 本体に中 程度の腐 食がある。 又は遮埋 材に中程 度の損傷 がある	がある、又 は遮煙材 に著しい 損傷若し くは脱落が ある	2		
	T-1,50000	4 (7)	T+11.50	<b>∠</b> = □	在中心		/b/// +=/=		異常なし			劣化、損			
30	耐火クロススク リーン (別表第 3)	1-(7)	ススクリーン			目視により 確認する。	劣化、損傷 又は脱落が あること。		2500000	200		傷又は脱 落がある			
	T-1,50000	4 (0)	T+11.50	<b>4.</b> ⇒ 17÷			杰以 担傷			#7 (M)+1 (R)	中和時本				
31	耐火クロススク リーン(別表第 3)	1-(8)	耐火クロ ススク リーン			目視により確認する。	変形、損傷 若しくは著し い腐食があ ること。		異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損 傷若しくは 著しい腐 食がある			
					,,,,,,										
32	耐火クロススク リーン ( 別表第 3 )	1-(10)	耐火クロ ススク リーン		び損傷		い腐食があ ること又は耐 火スクリーン の降下が停		異常なし	食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷をおいる。 という できます できます 変形 できませい できませい できませい アンド かい できませい いい かい			
33	リーン (別表第 3)	IZ-(14)	連動機構	連動制 御器	スイッチ 類及び 表示灯 の状況	目視により確認する。	スイッチ類に 破損がある こと又は表 示灯が点灯 しないこと。		異常なし			スイッチ類 に破損が ある、又が 点灯しな い			
34	リーン(別表第 3)	2-(15)	連動機構	連動制御器		目視又は触 診により確 認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。		異常なし	-	-	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			

樣式 1 建築基準法点検票

(防火設備)

禄」	で 基架 重り アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・アンス・				(防火部						1	•			
番	箇所	項目	(い)割	周査項目		(は)検査			Α	B1	B2	С	判	写真	備考
号		番号			査事項	方法	基準 接地線が接	なし	異常なし				定	No.	1110 3
		2-(10)		連動制					共吊なし	-	-	接地線が			
	リーン(別表第		構	御器	状況		地端子に緊					接地端子			
	3)					より確認す	結されてい					に緊結さ			
35						る。	ないこと。					れていない			
33															
	耐火クロススク	2-(18)	連動機	連動機	<b>劣化及</b>	目視により	変形、損傷		異常なし	軽微な腐	中程度の	変形、損			
	リーン(別表第		構	構用予		確認する。	又は著しい			食がある	腐食があ	傷又は著			
	3)		""		の状況		腐食がある				る	しい腐食			
	,						こと。				0.00	がある			
36												000 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00			
		2-(20)		自動閉		目視又は触			異常なし	ACCESSED TO SELECTION OF	2000	取付けが			
	リーン(別表第		構	鎖装置	状況	診により確	出ないこと又			食がある	腐食があ	堅固でな			
	3)					認する。	は変形、損				る	い、又は			
							傷若しくは					変形、損			
37							著い腐食					傷若しくは			
							があること。					著しい腐			
												食がある			
	耐火クロススク	2-(21)	連動機	手動閉	設置の	目視により	速やかに作		異常なし	軽微な腐	中程度の	速やかに			
	リーン(別表第	- \/		于 動 類 装置		確認するとと			>=====	食がある	原食があ	作動させ			
	リーノ ( 別 衣 寿 3 )		1 <del>179</del>	织衣且	-I/\/I/L	もに、必要に				12/1 0/0	高 る	ることがで			
	J)										۵	きる位置			
						巻尺等によ						に設置さ			
						り測定する。	と、周囲に					れていな			
						THILE 9 80	障害物があ					い、周囲			
							り操作がで					に障害物			
							きないこと、					があり操			
							変形、損傷					作ができ			
38							を形、損傷 若しくは著し					ない、変			
							石の(は名の い腐食があ	_				形、損傷			
												若しくは著			
							ること又は打 ち破り窓のプ					しい腐食			
							レートが脱					がある、又			
							落しているこ					は打ち破			
							と。					り窓のプ			
							_0					レートが脱			
												落している			
	ピーン/エュー学	1 (2)	RI.N	井っとへ …	並なると ^ …	目視により	水質を正常		異常なし				$\vdash$		
	ドレンチャー等	1-(2)	トレン チャー等				水幕を正常		共市なし	_	(22)	水幕を正			
	(別表第4)		アヤー寺	'	ドの設 置の状	確認する。	に形成でき					常に形成 できない			
							ない位置に								
					況		設置されて					位置に設置されてい			
							いること又は 塗装若しく					置されている、又は			
39															
							は異物の付					塗装若し			
							着等がある					くは異物の 付着等が			
							こと。					が相等か ある			
										5	2123	200			
L			<u></u>	<u></u>											
	ドレンチャー等	1-(3)		開閉弁	開閉弁	目視により	変形、損傷		異常なし	軽微な腐	中程度の	変形、損			
	(別表第4)		チャー等		の状況	確認する。	又は著しい			食がある	腐食があ	傷又は著			
40							腐食がある				<b>వ</b>	しい腐食			
40							こと。	_				がある			
		l	1	1											

**樣式 1 建築基準法点検票** (防火設備)

	八 建梁基準		YIX ZIS		(防火討		∠ l= \ \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	±+ \11		1			Med		
番号	箇所	項目番号	(い)割	間査項目	(3)検 査事項	(は)検査			Α	B1	B2	С	判定	写真	備考
41	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(5)	チャー等	水源	貯水槽 の劣化 のの の で の 状 の 状 の 状 の 状 の 、 状 の で 状 の び び り び り び り で り 、 り で り 、 大 と り に り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り と り り り り り り	方法目視により確認する。	基準傷をおいるでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	なし	異常なし	腐敗があ る	水質に中 程度の腐 敗がある	変傷著食水い敗物物る規量がいいり、 は関係の という はいり		No.	
42	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(6)	ドレン チャー等	水源		目視により 確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある			
43	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(7)	ドレン チャー等		御盤の スイッチ	目視又は作動の状況により確認する。			<b>異常</b> なし	-	_	スイッチ類 に破る、灯しない、 又はスイッ チ類がはない、 又はなが機能しない			
44	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(8)	ドレン チャー等	水装置		目視又は触診により確認する。	断線、端子 の緩み、脱 落又は損傷 等があること。		異常なし	-	_	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			
45	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(9)		加圧送水装置			接地線が接地端子に緊結されていないこと。		異常なし		-	接地線が接地端子に緊結されていない			
46	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(10)	ドレンチャー等			目視又は触診により確認する。	回転が で 潤必 こいの おいに は 接続 を ませい を は 接続 を は を は を は を が は は を が は は を が は は を が は は を が は は を が は は を が は は を が は は を に を に を に を に を に を に を に を に を に を に を に を に を に を に を に と に を に を に を に を に を に を に を に を と を に を と に を と に と に と に と に と に と に と に と に と に と と に と と と に に に と に に に に に に に に に に に に に		異常なし □		-	回滑潤がな置配接み又へけで がな油要装しへにあ基取堅い 口でない、一口では、一口では、一口では、一口では、一口では、一口では、一口では、一口では			

**様式 1 建築基準法点検票** (防火設備)

様コ	式1 建築基準		検票		(防火設備)										
番号	箇所	項目 番号		周査項目	(3)検 査事項	(は)検査 方法	(に)判定 基準	該当 なし	А	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
47	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(12)	ドレンチャー等	加圧送水装置	加水予源化損状圧装備の及りの場合である。	目視により確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。		異常なし	軽微な腐食がある		変形、損 傷又は著 いい腐る がある			
48	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(14)	ドレン チャー等	加圧送水装置	圧計、水起圧イックと大いで、増加ス等属の	目視又は作動の状況に 動の状況に より確認す る。			異常なし	食がある	腐食があ る	変形、損傷若いは 傷若いに腐食がある。 又は正常 に作動しない			
49	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(18)	構	制御器	結線接続の状況	目視又は触 診により確 認する。	断線、端子 の緩み、脱 落又は損傷 等があること。		異常なし	_	_	断線、端 子の緩 み、脱落 又は損傷 等がある			
50	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(19)	連動機構	制御器	接地の 状況		接地線が接地端子に緊結されていないこと。		異常なし	-	V4	接地線が接地端子に緊結されていない			
	111	0 (00)	>==== 1 144	*		W = <b>T</b> \ <b>T</b> \	+ = 1 + 1								
51	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(20)	連動機 構	制御器	予備電源への切り替えの状況	常用電源を 遮断し、作 動の状況を 確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。		異常なし	-	-	自動的に 予備電源 に切り替 わらない			
52	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(21)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及 び損傷 の状況	目視により確認する。	変形、損傷 又は著しい 腐食がある こと。			- 10c=00	中程度の	変形、損 傷又は著 UN腐食 がある			
53	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(23)	連動機構	自動作動装置	設置の状況	目視又は触 診により確 認する。	取付が堅固でないこと又は変形、損傷若しくは 著しい腐食があること。				中程度の腐食がある	取付が堅 固でない、 又は変 形、 がある 田			

樣式 1 建築基準法点検票 (防火設備)

125.3		, , — , , , ,	1171701		(1777くは)										
番号	箇所	項目番号	(い)割	周査項目	(3)検 査事項				Α	B1	B2	С	判定	写真 No.	備考
54		番号		手動作	査事項 設置の	方により 有視でするととに応じて を開放して を関係して を関係して を関係して を で を で を で の で の で の で の で の で の の の の	基準 速やかに作 動させること ができる位 置に設置さ	なし	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐るる	で を作るさにれいにが作な形若いがはり や動と位置い周害りでで損は腐るちのトロ にせで置さな囲物操き変傷著食又破ず脱る	定	No.	備考

<b>点快結果与具帳</b> NO.	
	写真スペース
NO.	
	写真スペース

樣式1 建築基準法点検票 (記載例) (建築物) 項目 (3)調査 (は)判定 該当 判 写真 (い)調査項目 備考 笛所 R1 B2 号 番号 基準 定 No. 方法 敷地及び地盤 異常なし 建物周辺 建築物周 1-(1) 地盤 地盤沈 目視により 建築物周 下等に 確認する。 辺に陥没が に陥没は 辺に陥没 よる不 あり、安全 あるが、安 があり、安 陸、傾 性を著しく 全上支障 全性を著 斜等の 損ねている なし しく損ねて 状況. こと。 いる 調査項目に該 当がない場合 П 異常なし 軽微のひ 中程度の 著しいひ 敷地及び地盤 組積造 目視、下げ 著いいび 敷地北側の塀 1-(7) 塀 の塀又 振り等により 割れ、破損 び割れ、 ひび割 び割れ、 は補強 確認する。 又は傾斜が 破損又はれ、破損 破損又は 又は傾斜 傾斜があ コンク 生じているこ 傾斜があ がある リートブ 4区分のいずれ B1·B2·Cの場 ロック浩 の塀等 かにチェック 合、箇所を記載 の劣化 及び損 傷の状 1 1 点検手順 軽微の傾 中程度の 著しいに 管理棟の北側 建築物: 傾斜又 斜、ひび の擁壁 ひび割れ は、ひび 割れがあ (い)欄の項目に応じて、(3)欄の方法により実施し、その結 がある 割れがあ る、又は 果が(は)欄の基準に該当しているかどうかを判定する。 日地部よ り土砂が No. С 1. 2 流出して 建築設備及び防火設備: いる (い)欄の項目に応じて、(3)欄の事項ごとに(は)欄の方 Cの場合、写真 法により実施し、その結果が(に)欄の基準に該当しているか 帳に写真を添 V どうかを判定する。 付し、写真No. 異常なし 地盤沈下 地盤沈下 地盤沈下 を記載 に伴う軽 に伴う中 に伴う著 程度のひ 微なひび LUUU 2 判定区分 割れあり び割れが 割れがあ 判定は4区分とし、A、B1、B2、Cの各状況のうち、合致する ある る、又は 建具開閉 「」に「レ」マークを入れる。 等に支障 調査項目に該当がない場合は、「該当なし」欄に「レ」マークを ある 入れる。 1 3 その他 異常なし 木材に軽 木材に中 木材に著 管理棟南側。 C判定の場合は、点検結果写真帳に写真を添付し、写真 微な腐 程度の腐 しい腐 雨漏りしてい 朽、損傷 朽、損傷 朽、損傷 No.を記載する。 若しくは虫 若しくは虫 若しくは虫 B1、B2、C判定の場合は、備考欄に該当箇所を記載する。 害がある、害がある、 害がある。 No. 又は緊結 又は緊結 又は緊結 屋根、外壁、外部建具の点検箇所で雨漏りがあるときは、備 C 3. 金物に軽 金物に中 金物に著 考欄にその旨を記載する。 微な錆、 程度の しい錆、 雨漏りがある 腐食等が 錆、腐食 腐食等が その他、特記事項がある場合は備考に記入すること。 場合はその旨 ある 等がある ある 記載 V

# 様式2 長寿命化点検票

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建築物名称	
点検日	
点検者名	

**樣式 2 長寿命化点検票** 施設番号: 施設名: 建物番号: 建物名称:

殔		寿命化点検票	施設番号:			施設名	፭:		建物番号:	建物名称:		
番号	部位· 設備	仕様	調査方法	保全 区分	区分	該当 なし	Α	B1	B2	С	写真 No.	備考
1	屋根	屋根防水 + 押さえコ ン (アスファルト防水)	目視、双 眼鏡による 目視	予防	(建築基準法)		25_30	傷が屋根面積の 2割未満	ひび割れ、変形、 剥離、その他の損 傷が屋根面積の 2割以上5割未 満	次のいずれかに該当・ひび割れ、変形、剥離、その他の損傷が屋根面積の5割以上・雨漏りしている		経過年数: 劣化の状況
							異常なし	ひび割れ、変形、	ひび割れ、変形、	次のいずれかに該		17.75 for #L
2	屋根	シート系防水 塗膜防水	目視、双 眼鏡による 目視	予防	(建築基準法)		共品なひ	別離、その他の損傷が屋根面積の1割未満	副離、その他の損傷が屋根面積の 1割以上3割未満			経過年数: 劣化の状況
3	屋根	屋根長尺金属板 (金属板葺き) その他 (スレート・かわら 他)	目視、双 眼鏡による 目視	予防	(建築基準法)		異常なし	さび、腐食、割れ、変形その他の 損傷が、屋根面 積の1割未満	さび、腐食、割れ、変形その他の 損傷が、屋根面 積の1割以上3 割末満	次のいずれかに該当 ・さび、腐食、割れ、変形その他の損傷が、屋根面積の3割以上・剥落している・雨漏りしている		経過年数: 劣化の状況
								白華、ひび割れ、	白華、ひび割れ、	次のいずれかに該		経過年数:
4	外壁	壁-タイル	目視、双 眼鏡による 目視又は テストハン マーによる 打診	予防	(建築基準法)			浮き等が外壁面 積の1割未満	浮き等が外壁面 積の1割以上3 割未満	当 ・白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面積 の3割以上 ・剥落している ・雨漏りしている		劣化の状況
5	外壁	外壁仕上塗材 (複層仕上塗材、 塗装壁他)	目視、双 眼鏡による 目視又は テストハン マーによる 打診	予防	(建築基準法)		異常なし	白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の1割未満	白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の1割以上3 割末満	次のいずれかに該当 ・白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面積 の3割以上 ・剥落している ・雨漏りしている		経過年数: 劣化の状況
							II Vierni	さび、腐食、変	さび、腐食、変	次のいずれかに該		経過年数:
6	外壁	金属板	目視、双 眼鏡による 目視又は テストハン マーによる 打診	予防	(建築基準法)			形、その他の損傷 が外壁面積の 1	形、その他の損傷 が外壁面積の1 割以上3割未満	当・さび、腐食、変形、その他の損傷が外壁面積の3		兴化の状況 劣化の状況
7	外壁	外部天井	目視、双眼鏡による目視	監視	(独自項目)		異常なし	白華、ひび割れ、 浮き、剥離、その 他の損傷が外部 天井面積の1割 未満	白華、ひび割れ、 浮き、剥離、その 他の損傷が外部 天井面積の1割 以上3割未満	次のいずれかに該当 ・白華、ひび割れ、 浮き、剥離、その他の損傷が外部 天井面積の3割以上 ・剥落している		経過年数: 劣化の状況

**様式 2 長寿命化点検票** 施設番号: 施設名: 建物番号: 建物名称:

128		寿命化点検票	施設番号:			施設名	3: 		建物番号:	建物名称:		
番号	部位· 設備	仕様	調査方法	保全 区分	区分	該当なし	Α	B1	B2	С	写真 No.	備考
8		外部建具	目視又は開閉の状況により確認	監視	(建築基準法)		異常なし			さび、腐食、変形その他の損傷により、雨漏りしている		経過年数: 劣化の状況
9	建具	自動扉	目視又は開閉の状況により確認	監視	(独自項目)		異常なし	中動時に異音等があるが、機能上問題はない	センサー等の作動	し センサー等の作動 不良により、頻繁に 誤作動する		経過年数: 劣化の状況
10	受変電	高圧 (高圧受変電)	目視等又は専門業施した果により結確認	予防	(電気事業法)			さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はない	等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある (劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合がある(不具合がある(早急な もの以外)(点検業者の指摘)	当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された (点検業者の指摘を備考欄に記入)		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ·不具合の内容 ·不具合の発生頻度 ·対応状況 点検業者の指摘
11		非常用発電 (自家発電装置、 ディーゼル機関等)	目視等又は専門業者が点検は無により結果により	予防	(電気事業法)		異常なし	□ さび、腐食、亀 裂、その他の損傷 があるが、機能上 の問題はない	等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある (劣化の状況) ・設備機器に不具	改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況・不具合の内容・不具合の発生頻度・対応状況 点検業者の指摘
12	発電·静 止形電源	交流無停電電源 (無停電電源装 置)	目視等又は専門実施した点検は無により	予防	(電気事業法)		異常なし	さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はない		当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ·不具合の内容 ·不具合の発生頻度 ·対応状況 点検業者の指摘

**樣式 2 長寿命化点検票** 施設番号: 施設名: 建物番号: 建物名称:

様	式 2 長	寿命化点検票	施設番号:			施設名	3:		建物番号:	建物名称:		
番号	部位· 設備	仕様	調査方法	保全 区分	区分	該当なし	Α	B1	B2	С	写真 No.	備考
13	中央監視	中央監視 (中央監視装置)	目視等又は書が点を実施した果によりは書が点をまた。	予防	(建築基準法)		異常なし	さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はない	等を備考欄に記 入)	次のいずれかに該当・作動しない・・点検であり、保急を指導された(点検業欄に記入)		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
-							異常なし		次のすべてに該当			経過年数:
14	通信·情報	通信·情報(防災) (自動火災報知設 備)	目視等業者が点検した果により結確認	監視	(消防法)			当・異章、異臭、異常振動がある・設備機器に不具合がある	(劣化の状況等 を備考欄に記 入)・異に動が状記 ・異振動が状に不見 合の状業をの状業を 合の状業を 合の状業を 合の状業を もの以外の指 もの以外の指 を もの以外の指 を もの以外の指 を もの以外の指 を もの以外の を もの は 横数 もの は に の は に の は に の は に の は に の は に の は に の は に の は に の は に の は ら に ら の は ら に の は ら ら と の は ら ら と ら と ら ら と ら と ら ら と ら と ら と ら と	改修を指摘された (点検業者の指		劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
15	空調設備	温熱源 (ポイラー) 冷熱源 (吸収式冷温水、 冷凍機、冷却塔)	目視等門業施した果により結確認	予防	(独自点検)			さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はない	等を備考欄に記入) ・異に動い、異常動の状に、異にののといるでは、異なるでは、といるでは、といるでは、異ないでは、といるでは、異ないでは、といるでは、異ないでは、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またのは、またの	入)		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
16		空気調和機 (パッケージ型、ユ ニット型、FCU、 ヒードンブマルチパッ ケージ) 全熱交換器、空気 清浄装置、ポンブ、タ ンク、ダクト、配管	した点検 結果により	監視	(独自点検)		異常なし	当 ・異音、異臭、異 常振動がある	次のすべの状態を備考欄を備考欄を備考欄と、主に記事を備考欄と、主に記事をの状態を開発を表する。「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ·不具合の内容 ·不具合の発生頻度 ·対応状況 点検業者の指摘

**樣式 2 長寿命化点検票** 施設番号: 施設名: 建物番号: 建物名称:

捓		寿命化点検票	施設番号:			施設名	子: ————————————————————————————————————		建物番号:	建物名称:		
番号	部位· 設備	仕様	調査方法	保全 区分	区分	該当 なし	Α	B1	B2	С	写真 No.	備考
17	換気設備	換気設備 (送風機・ダクト)	目視等又は者が点を は者が点検 した果により 確認	監視	(建築基準法)		異常なし	当	次のすべてに対している。 、ののすべてに対している。 、ののすべてに対している。 、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
							異常なし		次のすべてに該当			経過年数:
18	排煙設備	排煙機	目視等又は専門実施した点線により結確認	監視	(建築基準法)		200	当 ・異音、異臭、異 常振動がある	( 劣代	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		労化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
19	自動制御設備	自動制御	目視等又は専門実施した点には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	監視	(独自点検)		異常なし	当	次のすべのは 次のすべのは で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ·不具合の内容 ·不具合の発生頻度 ·対応状況 点検業者の指摘
							異常なし	次のいずれかに該	次のすべてに該当	次のいずれかに該		経過年数:
20	給排水設備	給排水 (給水ポンプ)	目視等又業施した果による。	監視	(建築基準法)			当・異音、異臭、異常振動がある・設備機器に不具合がある	(	改修を指摘された (点検業者の指		劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘

**様式 2 長寿命化点検票** 施設番号: 施設名: 建物番号: 建物名称:

		寿命化点検票	施設番号:			施設名	٦.	1	建物番号:	建物名称:		
番号	部位· 設備	仕様	調査方法	保全 区分	区分	該当なし	Α	B1	B2	С	写真 No.	備考
21	給排水設備	給排水 (排水ポンプ)	目視等門実施 とはまかた点により とは果により は無認	監視	(建築基準法)		異常なし	次のいずれかに該当・異章、異臭、異常振動がある・設備機器に不具合がある	(劣化の状況等 を備考欄に記 入)	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況・不具合の内容・不具合の発生頻度・対応状況 点検業者の指摘
22	給排水設 備	給排水 (給水ダンク)	目視等 マ は専門業 が は 大点により は 確認	監視	(建築基準法)		異常なし	次のいずれかに該当・異音、異臭、異常振動がある・設備機器に不具合がある	次のすべてに該異常により、異常振動がある(編者を記入)・設備機器に不具合かある(全人の状況を記入)・設備機器に不具合及び発機に記入)・点検薬者の早に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	次のいずれかに該当・作動しない・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入)		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況・不具合の内容・不具合の発生頻度・対応状況 点検業者の指摘
23	給排水設 備	給排水 (浄化槽)	目視等又は専門業者が実施した点により結認	監視	(净化槽法)		異常なし	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある	・異音、異臭、異常振動がある (備考欄に劣化の状況を記入)	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況・不具合の内容・不具合の発生頻度・対応状況 点検業者の指摘
24	給排水設 備	給排水 (給水管)	目視	監視	(建築基準法)		異常なし	_	赤水が蛇口から 出る	給水管の漏水がある る □		経過年数: 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
25	給排水設 備	給排水 (排水管)	目視	監視	(建築基準法)		異常なし		排水の流れが悪 いときがある	排水管に漏水がある、又は排水が流 れない		経過年数: 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘

**様式 2 長寿命化点検票** 施設番号: 施設名: 建物番号: 建物名称:

殔	式 2 長	:寿命化点検票	施設番号:			施設名	3:		建物番号:	建物名称:		
番号	部位· 設備	仕様	調査方法	保全 区分	区分	該当なし	Α	B1	B2	С	写真 No.	備考
26	消火設備	消火設備一式	目視等又は者が点により結果により、	監視	(消防法)		異常なし	当 ・異音、異臭、異 常振動がある	入) ・異音、異臭、異 常振動がある (劣化の状況) ・設備機器に不具	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
27	昇降機その他	エレベーター	目視等 は専門実 者が点 した は 条 に は 発 に る に る に る に る に る で る で る で る で る で る	監視	(建築基準法)		異常なし	当・異音、異臭、異常振動がある・設備機器に不具合がある	入) ・異音、異臭、異 常振動がある (劣化の状況) ・設備機器に不具	当 ・作動しない ・点検業者から危 険であり、早急な 改修を指摘された (点検業者の指		経過年数: 劣化の状況 不具合の状況・不具合の内容・不具合の発生頻度・対応状況 点検業者の指摘

占檢結	果写真帳	(屋根)
六八 1大 かロフ	大一] 長水区	

判定

NO.	
	写真スペース
NO.	
	写真スペース

番		(い)確認項目		(3)確認方法	(は)判定基準	支障(	D有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ラブ推動の方法	(はりが佐季年	有	無	
	建築物の敷地及び地盤 面		敷地内の排水	目視により確認	排水い不良があること。			
	建築物の敷地及び地盤 面		植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。			
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、外装材、帳壁、パラベット、建具	タラップ、庇、とい等の 外観					
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、 手摺、煙突、その他建 築物の屋外に取付け るもの	エキスパンションジョイン ト金物等の外観		漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。 結合部における緩みがあること。 部材に一目で分かるずれ、変形があること。			
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び 固定	目視及び触診、歩行によ り確認	歩行上の支障となるひび 割れ、さびその他の腐食 があること。			
			防火区画の部材の外 観	目視により確認	各部材及び接合部に亀 裂その他の損傷があること。			
			鉄骨の耐火被覆の外 観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。			
			防火区画を構成する 床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴 又は破損があること。			
			防火区画を構成する 壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴 又は破損があること。			

番		(ハ)確認項目		( 7 \ T\$\\\ \ T\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	71+7 型中 甘华	支障(	の有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ろ)確認方法	(は)判定基準	有	無	
		防火区画を構成する 床、壁、柱及びはり	配管、ダクト等の防火 区画貫通処理の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴 又は損傷があること。			
		·	防火設備本体と枠の 外観及び固定	目視及び触診により確認	防火区画の開口部に設けられた防火設備に変形 又は損傷があること。 取付けが堅固でないこと。			
		防火扉、防火シャッ ター及び防火ダンパー	防火設備の作動	各階の主要な防火設備 の閉鎖又は作動により確認				
	屋根、外壁その他の雨水 の浸入を防止し、又は排 除するための部分		排水溝の外観	目視により確認	ルーフドレイン及びといに 排水不良があること。			
14	静穏を必要とする室		静穏に必要な部材の 外観		壁、窓、出入口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分に防音上の支障となる亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
15	建具	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具 合等により確認	開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良があること。 気密性を損ない、かつ室 内環境に悪影響をおよぼ す亀裂その他の損傷、変 形又は腐食があること。			
16	建具	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具 合等により確認	センサー、制動装置その他の安全装置に作動不良があること。			

番	(い)確認	項目	(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障	の有無	備考
号	敷地及び建物の各部	確認を要する状況	(5)唯祕刀法	(は)刊足埜牛	有	無	
17	階段、バルコニー等	階段各部の外観及び 固定		歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
18	階段、バルコニー等		目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認				
19	階段、バルコニー等	非常用エレベーター乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認				
20	階段、バルコニー等	避難上有効なバルコニーの手摺等の劣化、 損傷	等による打診により確認	さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
21	階段、バルコニー等	避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	避難ハッチに開閉不良が あること。 避難器具が使用できない こと。			
22	階段、バルコニー等	防護柵の外観		安全かつ円滑な利用の 支障となるおそれがある亀 裂その他の損傷、変形若 しくは腐食があること。 接合部における緩みがあ ること。			
23	階段、バルコニー等	防煙壁の外観	目視により確認	防煙壁に亀裂、破損、 変形があること。			

番		(い)確認項目		(7\7±37→->+	( ) 十 / 如今	支障(	D有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(3)確認方法	(は)判定基準	有	無	
24	屋内及び屋外の案内表 示		案内表示の外観	目視により確認	容易に確認でき、かつ、 利用者を目的地に円滑 に誘導することの支障とな る亀裂、その他の損傷、 変形、腐食若しくは汚 損、変退色があること。 脱落があること。			
25	建築設備	共通	全ての機器類の作動	触診(発熱)、振動及 び臭気(異臭)により確認 専門業者による点検結 果の確認				
26	建築設備	共通	基礎、架台の外観	目視により確認 専門業者の点検結果の 確認	基礎、架台部分に亀裂 その他の損傷、変形又は 腐食があること。			
27	建築設備	設備機器	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び 固定	目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
28		設備機器	端子盤の外観及び固 定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
29	建築設備	設備機器	照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
30	建築設備	設備機器	監視カメラの外観及び 固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

番		(い)確認項目		(る)確認方法	( ) 十 / 如今	支障(	の有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	1 (5)帷祕万法	(は)判定基準	有	無	
31	建築設備	設備機器	自動火災警報装置の 外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
32	建築設備	設備機器	音声誘導装置の外観 及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
33	建築設備	設備機器	インターホンの外観及 び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
34	建築設備	設備機器	トイレ等呼出装置の外 観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
35	建築設備	設備機器	太陽光発電装置の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
36	建築設備	設備機器	分力発電装置の外観 及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
37	建築設備	設備機器	構内情報通信網装置 の外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

番		(ハ)確認項目		( 7 \ T\$\±\mathred{\pi} -\-\-\-\-	( ) 十 / 如今	支障(	の有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(ろ)確認方法	(は)判定基準	有	無	
38	建築設備	設備機器	構内交換機(PBX) の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
39	建築設備	設備機器	拡声装置の外観及び 固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
40	建築設備	設備機器	映像、音響装置の外 観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
41	建築設備	設備機器	情報表示装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
42		設備機器	テレビ共同受信装置の 外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
43	建築設備	設備機器	テレビ電波障害防除 装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
44	建築設備	設備機器	駐車場管制装置の外 観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			

番		(ハ)確認項目		(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障の	の有無	備考
号	敷地及び建	 物の各部	確認を要する状況	(つり唯祕力法	(は丿判此益年	有	無	
45	建築設備	設備機器	入退室管理装置の外 観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
46	建築設備	設備機器	航空障害灯の外観及 び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
47	建築設備	設備機器	予備電源の外観及び 固定	専門業者による点検結	キュービクルの本体及び 接合部に腐食又は緩みがあること。 蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷があること。 基礎架台への取付けが 堅固でないこと。			
48	建築設備	設備機器	外灯の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
49	建築設備	設備機器	電光掲示板の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
50	建築設備	設備機器	構内配電線路の外観 及び固定		亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。			

番		(い)確認項目		(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障の	の有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(3)唯祕刀法	(は)判定基件	有	無	
51	建築設備	設備機器	構内通信線路の外観 及び固定	必要に応じて双眼鏡等を 使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。			
52	建築設備	設備機器		· ·	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
53	建築設備	設備機器	ク、ヘッダー、熱交換	目視により確認 専門業者による点検結 果の確認	製缶類に腐食又は漏れがあること。 上部に駐車していること。			
54	建築設備	設備機器		専門業者による点検結	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
55	建築設備	設備機器	送風機類の外観及び 固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

番		(い)確認項目		(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障(	D有無	備考
号	敷地及び建		確認を要する状況	(シノ)唯祕刀/云	(は丿州佐埜牛		無	
56		設備機器	ボンブ類の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
57				専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 へッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。			
58		設備機器	中央監視装置の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
59		設備機器	自動制御装置の外観 及び固定		安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。			
60			ダクト(給排気口含む)の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 給排気口に通気不良があること。			

番		(い)確認項目		(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障(	の有無	備考
号	敷地及び建	物の各部	確認を要する状況	(5)堆碗刀法	(は)判定奉件	有	無	
61	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	防火、防煙ダンパー類 の外観、固定及び作 動	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあること。 ダンパーに作動不良があること。 感知器との連動に作動 不良があること。			
62	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	支持金物の外観及び 固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。			
63	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配管の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 配管に腐食又は漏水があること。			
64	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配線の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 配線に汚損、損傷、偏食、腐食、断線、変形があること。			
65	建築設備	給水設備及び排水設 備	The second secon	触診(発熱)、振動及 び臭気(異臭)により確認 専門業者による点検結	· ·			

番		(い)確認項目		(ろ)確認方法	(は)判定基準	支障(	り有無	備考
号	敷地及び建		確認を要する状況	(シノル亜砂刀/女	(は丿判处埜牛	有	無	
66	建築設備	給水設備及び排水設 備	タンク類の外観及び固定	目視及び触診により確認	本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎に亀裂があること。			
67	建築設備	給水設備及び排水設 備	衛生器具の外観及び 固定	目視及び触診により確認	取付が堅固でないこと。 一目で分かる亀裂その他 の損傷、変形若しくは腐 食があること。			
67	煙突、高架水槽、擁壁		擁壁躯体の外観及び	必要に応じて双眼鏡等を	転倒のおそれがある傾斜			
68	その他これらに類する工作物		擁壁の水抜きパイブの 詰まり	使用して目視により確認 手の届〈範囲は必要に応 じて棒の挿入により確認				
69	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		門扉の外観及び作動	目視及び触診又は作動により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 亀裂その他の損傷若しく は腐食、接合部における 緩みがあること。 一目で分かるさび又は損 傷があること又は作動不 良があること。			
70	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		鉄塔の外観	等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎に亀裂、欠損、さび汁があること。 鉄塔に一目で分かる亀 裂、変形、塗装の劣化、 さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。			

番	(い)確認項目		(2) 砕纫亡壮	(け) 制売其簿	支障(	の有無	備考
号	敷地及び建物の各部	確認を要する状況	- (3)確認方法	(は)判定基準	有	無	
	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物	広告塔の外観		転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎に亀裂、欠損、さび 汁があること。 広告塔に一目で分かる 亀裂、変形、塗装の劣 化、さびその他の腐食、 接合部における緩みがあ ること。			
	駐車場及び敷地内の通路	駐車場、車路の外観	目視により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。出入口ミラー、区分の白線の視認性に支障があること。車止めにぐらつきがあること。			
	駐車場及び敷地内の通 路	歩道、玄関ポーチ等の 外観	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積載に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料に剥離があること。			
	災害応急対策を行なう為に必要な建築物等	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防御する機能に支障を及ぼすおそれがある亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
75	免震構造又は制震構造の建築物等	免震装置又は制震装置の外観	目視により確認	免震又は制震の降下を 損なうおそれがある部材 及び機構の亀裂その他の 損傷、変形若しくは腐食 又はこれらの接合部にお ける緩みがあること。			

## 別紙

# 施設及び設備の維持管理(法定点検を含む各種点検)

施設	業務名	実施箇所	要求内容	実施頻度	留意事項
ゴルフ場 施設	ゴルフコース水質検査	<ul><li>・八ヶ岳コース5番ホール(注1)</li><li>・富士山コース2番ホール</li><li>・駒ヶ岳コース2番ホール</li></ul>	水質の農薬検査を行う	年2回	
	浴槽の水質検査	· 男湯 · 女湯	水質検査を行う	毎日換水 - 年1回 連日使用 - 年2回	遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。 
	飲料水の水質検査	・八ヶ岳コース売店(注2) ・富士山コース売店 ・駒ヶ岳コース売店 ・ゴルフレストラン棟厨房	水質検査を行う	年1回	
	浄化槽保守点検·清掃	・八ヶ岳コース売店(注2) (合併、接触曝気・嫌気濾床式、6人槽) ・富士山コース売店 (単独、腐敗式、25人槽) ・駒ヶ岳コース売店 (単独、腐敗式、10人槽) ・管理棟 (合併、土壌酸式、25人槽) 1	保守点検・清掃を行う	浄化槽の種類による	
	净化槽法第11条検査	1と同じ	点検を行う	年1回	
	受水槽清掃	・八ヶ岳コース北 ・八ヶ岳コース南 ・八ヶ岳コース南	清掃を行う	年1回	
	ボイラーばい煙測定	·浴室棟	ばい煙測定を行う	年2回	
	ボイラー点検	·浴室棟	設備機器点検・清掃を行う	年2回	
	消防用設備等点検	・ゴルフ場各施設	消防用設備等(特殊消防用設備等)につ いて点検を行う	機器点検 - 6ヶ月に1回 総合点検 - 年1回	
	自家用電気工作物点検	·第2変電所~第4変電所	保守点検を行う	2ヶ月に1回	
	地下タンク漏洩検査	・ゴルフ場給油取扱所	漏洩検査を行う	年1回	
	ネズミ等の防除	・ゴルフ事業各施設	ネズミ・衛生害虫等の調査、必要に応じて 防除を行う	6ヶ月に1回	6ヶ月に1回統一的に調査を行い、 必要に応じて防除を行うこと

<sup>(</sup>注2)八ヶ缶コー人タホールを平成3 「中3月木に廃止し、無科開放施設に移行するにめ、レンヤー施設となる。

施設	業務名	実施箇所	要求内容	実施頻度	留意事項
	浴槽の水質検査	·アクアリゾート清里展望風呂(男湯) ·アクアリゾート清里展望風呂(女湯) ·アクアリゾート清里露天風呂(男·女湯)	水質検査を行う	毎日換水 - 年1回 連日使用 - 年2回	遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。
	飲料水の水質検査	<ul><li>・レストランアクア厨房</li><li>・レジャーハウス棟厨房</li><li>・オートキャンプ場手洗い場</li></ul>	水質検査を行う	年1回	
	浄化槽保守点検·清掃	・つどいの野原 (単独、腐敗式、30人槽) 2	保守点検・清掃を行う	浄化槽の種類による	
	净化槽法第11条検査	2と同じ	点検を行う	年1回	
	受水槽清掃	・アクアリゾート清里	清掃を行う	年1回	
	ボイラーばい煙測定	・アクアリゾート清里	ばい煙測定を行う	年2回	
レジャー	ボイラー点検	・アクアリゾート清里	設備機器点検・清掃を行う	年2回	
施設	消防用設備等点検	<ul><li>・アクアリゾート清里</li><li>・レジャーハウス棟</li><li>・オートキャンブ場</li></ul>	消防用設備等(特殊消防用設備等)につ いて点検を行う	機器点検 - 6ヶ月に1回 総合点検 - 年1回	
	自家用電気工作物点検	·第1变電所 ·揚湯変電所 ·温泉施設変電所	保守点検を行う	2ヶ月に1回	
	プール水質検査	・アクアリゾート清里	水質検査を行う	月1回	総トリハロメタンは年1回(6月から9月の時期)の検査で足りる。遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。
	エレベーター保守点検	・アクアリゾート清里	保守点検を行う	1ヶ月に1回	
	ネズミ等の防除	<ul><li>・アクアリゾート清里</li><li>・レジャーハウス棟</li><li>・オートキャンブ場</li></ul>	ネズミ·衛生害虫等の調査、必要に応じて 防除を行う	6ヶ月に1回	6ヶ月に1回統一的に調査を行い、 必要に応じて防除を行うこと

施設	業務名	実施箇所	要求内容	実施頻度	留意事項
まきばレストラン	飲料水の水質検査	・まきばレストラン厨房	水質検査を行う	年1回	
	浄化槽保守点検·清掃	・まきばレストラン (合併、間欠曝気式、480人槽) 3	保守点検・清掃を行う	浄化槽の種類による	
	浄化槽法第11条検査	3と同じ	点検を行う	年1回	
	消防用設備等点検	・まきばレストラン	消防用設備等(特殊消防用設備等)につ いて点検を行う	機器点検 - 6ヶ月に1回 総合点検 - 年1回	
	自家用電気工作物点検	・まきばレストラン	保守点検を行う	2ヶ月に1回	
	ネズミ等の防除	・まきばレストラン	ネズミ・衛生害虫等の調査、必要に応じて 防除を行う		6ヶ月に1回統一的に調査を行い、 必要に応じて防除を行うこと

上記点検等は現状の維持管理状況に基づく

上記の他、必要に応じて各種法令等に定める検査、点検、届出等を行うこと

上記点検等は資格を有する場合は自社職員、または各専門業者へ委託を行い、点検等を行うこと

基準に適合しない場合は、基準に適用するよう、または点検等での指摘に沿って対応すること